

1611年におけるオランダ東インド会社使節 ピーテル・セーヘルズ日本派遣の背景

クレインス 桂子

総合研究大学院大学 文化科学研究科 日本歴史研究専攻

要 旨

本稿の目的は、1611年にオランダ東インド会社の使節ピーテル・セーヘルズとブラック号が日本に派遣された背景を実証的に探査し、日蘭関係草創期におけるオランダ側の対日方針の一端を明らかにすることである。

先行研究では、セーヘルズとブラック号の日本来航の背景について、直前の寄港地パタニ以前にまで遡った検討がなされてこなかった。そのため、ブラック号日本派遣の背景要因とその決定主体や日本派遣使節としてのセーヘルズの立場と役割については不明瞭なままであった。

本稿では、まず、セーヘルズの置かれた環境を把握するために、オランダとスペインの敵対関係を振り返ったのちに、日本派遣直前のアジア海域におけるオランダ艦隊の動向を辿り、オランダ側の状況把握に努めた。当時のオランダの関心はモルッカ諸島に集中しており、その領有をめぐるスペイン艦隊との戦闘が展開するなか、フィリピン海域でのオランダ側の敗北を受け、セーヘルズがパタニのオランダ商館へ逃れるという状況であったことを確認した。

次に、セーヘルズが来日前にパタニで記した3通の書状の内容を吟味し、オランダ側の日本に対する認識を検討した。それらの書状の内容から、マニラ湾海域での活動中に複数の日本人と邂逅した当事者としてのセーヘルズにとって、日本は未知の国ではなく、僚船による日本貿易獲得と商館設立や日本の君主の貿易姿勢などの情報を得ていたことを確認した。

さらに、ブラック号とセーヘルズ日本派遣に至るオランダ側の背景事情を解明するために、初代東インド会社総督としてオランダから派遣されたピーテル・ボットがバンタムに到着した直後に作成された総督及び評議委員会による1611年1月11日付決議録に含まれる関連記述を検討した。決議録からは、セーヘルズの日本派遣は当時の東インド会社のアジアにおける本拠地バンタムの上層部による決定事項であったこと、バンタム本部において日本渡航の必要性が認識されていたこと、日本貿易と現地商館の状況を把握するための情報収集が派遣の目的であったことが明らかとなった。

最後に、オランダ本国の十七人会から総督に与えられた1609年11月27日付指示書に遡って検討し、同指示書に日本派遣の決議につながる指示が含まれていることを確認した。バンタム本部における日本派遣の決議は、十七人会からの貿易体制調査の指示を受けた現場での判断に基づく対応であったと考えられることを指摘した。

キーワード：オランダ東インド会社、ピーテル・セーヘルズ、ピーテル・ボット、ジャック・スペックス、ブラック号、日蘭関係

The Dutch East India Company's dispatch of Pieter Segertsz to Japan in 1611

CRYNS Keiko

Department of Japanese History,
School of Cultural and Social Studies,
The Graduate University for Advanced Studies, SOKENDAI

Summary

The purpose of this paper is to empirically investigate the background to the Dutch East India Company's (VOC) dispatch of a ship (the *Brack*) with the envoy Pieter Segertsz to Japan in 1611 and to clarify some aspects of Dutch policy towards Japan in the early days of Dutch-Japanese relations.

Previous studies have mentioned Segertsz' arrival in Japan, but have not examined the background. As a result, the background factors and decision-making behind the dispatch of the *Brack* to Japan, and the position and role of Segertsz as an envoy to Japan, have remained unclear.

In this paper the author first reviewed the hostile relations between the Netherlands and Spain in order to understand the environment in which Segertsz was placed, and then traces the movements of the Dutch fleet in the Asian seas immediately prior to his dispatch to Japan in order to elucidate the situation on the Dutch side. Dutch interests at the time were focused on the Moluccas. The battle with the Spanish fleet over the possession of these islands resulted in a Dutch defeat in the Philippine waters, and Segertsz was forced to flee to the Dutch trading house at the Port of Pattani.

The author examined three letters written by Segertsz during his stay in Pattani before departure for Japan to understand the perception of Japan at the time. These letters confirmed that Japan was not an unknown country to Segertsz, as he writes that he encountered several Japanese ships during his activities in the waters of Manila Bay. Segertsz was aware of the acquisition of Japanese trade by the VOC ships, the establishment of a trading post, and Ieyasu's eagerness to trade.

In addition, in order to clarify the background circumstances on the Dutch side that led to Segertsz' dispatch, the author examined the relevant records contained in a resolution of the Governor-General and Council of the Indies of 11 January 1611, drawn up shortly after the arrival in Bantam of Pieter Both, the first Governor-General of the VOC. The resolution clearly indicates that the decision to send Segertsz to Japan was made by the Governor-General and the Council of the Indies in Bantam, the East India Company's headquarters in Asia at that time. The purpose of the dispatch was to collect information on Japanese trade and the situation of the trading post.

Finally, a retrospective study of the instructions given to the Governor-General by the *Heeren XVII* (the Lords Seventeen), the supreme governing body of the VOC, revealed that the decision to send Segertsz to Japan was a response to these instructions, which stated that the Governor-General should gather as much information as possible about the countries with which they were trading. It was concluded that Segertsz's dispatch had to be placed in the context of the strategy of the upper echelons of the VOC in order to get a clearer picture of the trade opportunities with Japan.

Key words: Dutch East India Company, Pieter Segertsz, Pieter Both, Jacques Specx, the *Brack*, Dutch-Japanese relations

目次	2-3 日本のジャンク船の船長ルイス・アニス
はじめに	2-4 十七人会宛1610年11月3日付セーヘルズ書状にみる日本認識
第1章 セーヘルズ日本派遣直前のオランダ側の状況	第3章 ブラック号とセーヘルズ日本派遣の背景と要因
1-1 オランダとイベリアの敵対関係	3-1 先行研究の整理と課題
1-2 セーヘルズ乗船パウ号の航路	3-2 総督及び評議委員会による1611年1月11日付決議録
第2章 セーヘルズ書状にみる日本情報	3-3 十七人会からの指示
2-1 日本貿易獲得に関する情報の入手	おわりに
2-2 日本のジャンク船の船長ヤコブスとスペイン人航海士	

はじめに

本稿の目的は、1611年にオランダ東インド会社船ブラック号と上級商務員ピーテル・セーヘルズ (Pieter Segertsz, n.d.) が日本に派遣された背景を実証的に探究し、日蘭関係草創期におけるオランダ側の対日方針の一端を明らかにすることである。

1609年にオランダ東インド会社の2隻の船が初来航し、両船から派遣されたオランダ使節が徳川家康 (1543–1616) より来航通商許可を得て、平戸に商館が設立された。この時期、善隣友好の対外政策を前提として国際関係を構築しようとした徳川政権は、ポルトガル船による日本貿易独占を避け、スペイン・オランダ・イギリス船の来航を誘致する外交・貿易政策を模索していた¹⁾。家康にとってオランダとの通商開始は問題の多い南蛮貿易を見直す絶好の機会であったということが先行研究で指摘されている²⁾。こうした状況下で、オランダにとって日本においては良好な交易環境が整っていた。

商館設立以後毎年オランダ船が日本に需要のある商品を舶載して通商のために日本に来航することになっていたにもかかわらず、翌年の派遣はなかった。オランダ東インド会社の船が再び平戸に現れたのは、さらに1年後の1611年である。その時に来航したオランダ船がヤヒト船

(jacht) ブラック号であった。この来航はオランダ東インド会社の船としては二度目であり、初めて来航した1609年以来2年ぶりのことであった。ブラック号にはオランダ東インド会社の上級商務員セーヘルズが乗船していた。この来航に伴って、平戸オランダ商館長ジャック・スペックス (Jacques Specx, 1589–1652) はセーヘルズとともに駿府と江戸に赴き、家康と秀忠へ拜謁する機会を得ている。

日蘭交渉史の初期を扱った主な先行研究のうち、ナホッド氏は長崎時代を含む17世紀全期間にわたる日蘭関係の変遷について貿易・外交・政治の観点から時系列で論じた³⁾。村上直次郎氏は、1600年前後のヨーロッパ諸国と日本との対外関係について多言語の一次史料に基づく基礎研究を行うとともに、外国貿易市場として繁栄した時期の平戸を概観した⁴⁾。平戸オランダ商館の貿易状況を主に積荷状・会計簿を用いて数量的に分析した加藤榮一氏は、同商館が初期時代にアジア海域で海賊行為を実行するための拠点として機能し、幕府からの圧力を受けた1621年に「海賊」から「商人」への転換を迫られたとの見解を示した⁵⁾。

平戸オランダ商館の変遷状況を大きな視点で捉えた上記の先行研究においては、1611年のオランダ船来航に関して、平戸商館側からのオラ

ンダ船日本派遣要請に応じて、わずかな積荷を
舶載したブラック号が上級商務員セーヘルスを
乗せてパタニから日本に來航したとの概略しか
述べられていない。1609年に家康からオランダ
使節に來航通商許可が与えられたことを考慮す
ると、オランダ船による貿易への家康からの期
待を受けた現場の平戸オランダ商館が家康に対
して日本貿易継続姿勢を示すために日本向け商
品を舶載したオランダ船の派遣を要請したとの
説明も成り立つように思われる。こうした先行
研究の見解を踏まえ、本稿では、1611年1月11日
付バンタムにおけるピーテル・ポット総督及び
評議委員会による決議録を新たな史料として提
示し、ブラック号日本派遣について再検討を試
みたい。

ブラック号派遣をめぐるパタニ寄港以前の経
緯やセーヘルスの來日前の経歴にまで遡った視
点での調査はこれまでおこなわれてこなかった
ことから、ブラック号日本派遣の背景要因とそ
の決定主体、また日本派遣使節としてのセーヘ
ルスの立場と役割については不明瞭なままであ
った。セーヘルスの來日前の動向を辿ること
により、17世紀初頭のアジア海域におけるイベ
リア勢力との対抗関係が日蘭関係の草創過程に少
なからぬ影響を与えた様相が垣間見える。また、
ブラック号派遣の経緯を実証的に解明することで、
この時期のオランダ東インド会社のアジア戦略
における対日方針をより正確に把握できるよう
になる。それは日蘭関係の草創期を世界史的
文脈に位置づけつつ、よりよく理解することにも
つながる。

ブラック号派遣の経緯について解明するた
めに、本稿では次の史料・文献を主に利用す
る。來日前のセーヘルスの足跡については、オ
ランダ東インド会社の数多くの一次史料を所収
し、初期のオランダ人による航海に関する基本
的文献史料と位置付けられるコメリン『東イン
ド会社の起源と発展』（1646年）所収のフェ
ルーフ艦隊の航海日誌史料集⁶⁾とオランダハ
ーグ国立文

書館所蔵のセーヘルス書状3通を参照する。セ
ーヘルス書状3通はいずれもパタニ商館から発
信されている。そのうち1通はバンタム商館長
ジャック・レルミテ・デ・ヨング（Jacques l'
Hermite de jonge, 1582–1624）宛1610年6
月18日付書状であり、ほかはオランダ本国の
十七人会宛1610年11月3日付書状の同日付
別々の2通である。これらの書状は、セーヘル
スがマニラ湾海域やパタニで見聞きした情報
をバンタム商館長と本国オランダにいる重役
会に対して報告したものである。日本に関する
情報も含まれているため、日本渡航以前にセ
ーヘルスがどのような日本関連情報を得てい
たのか知るうえでも重要な史料である。本稿
では参照の利便性のため、ファン・オプスタ
ル『ピーテル・ウィレムス・フェルーフ艦隊
のアジアへの航海1607–1612』第2巻（1972
年）に掲載されている翻刻を利用する⁷⁾。ま
た、ブラック号派遣の背景については、ハーグ
国立文書館所蔵「オランダ東インド会社文書
1602–1795」（整理番号1.04.02）のうち目
録番号1053の文書に含まれる1611年1月11
日付バンタムにおけるピーテル・ポット総督
及び評議委員会による決議録⁸⁾とシェイス
『オランダ領東インド法令集』⁹⁾を利用す
る。

本稿の構成は次の通りである。第1章にお
いて、まずは、ブラック号派遣直前のオランダ
側の状況を辿り、オランダ側の状況把握に努
める。第2章では、使節のセーヘルスがどの
ような立場と状況にいたのかを知るために、
日本來航前にセーヘルスが記した書状の内容を
吟味するとともに、オランダ側の日本に対す
る認識を検討する。第3章では、ブラック号
派遣に至る背景を解明するために、初代イン
ド評議会の総督としてオランダから派遣され
た総督ピーテル・ポット（Pieter Both, 1568–
1615）がバンタムに到着した直後に作成され
た決議録に含まれるブラック号関連記述につ
いて考察する。さらに、その決議の背後にあ
った十七人会の影響関係をポット総督に与え
られた指令書から検討する。

第1章 セーヘルズ日本派遣直前のオランダ側の状況

本章では、セーヘルズが日本に派遣される直前のオランダ側の状況を把握するために、イベリアと敵対関係にあったオランダの状況とオランダ艦隊がモルッカ諸島からフィリピン海域に至る経緯を概観する。

1-1 オランダとイベリアの敵対関係

17世紀初頭のアジアにおけるオランダとイベリア両国とのあいだの対抗関係を理解するためには、前世紀からのスペインによるネーデルラントに対する統治とそれに対するネーデルラント北部で起こった反乱活動にまで遡る必要がある。

16世紀半ば以来、ネーデルラント北部ではスペインからの独立運動が続いていた。1580年にポルトガル国王を兼ねることになったスペイン国王は、オランダの商業活動に打撃を与えるため、オランダ船のリスボン寄港を禁止した。これが契機となってオランダ船のアジア進出の動きが活発化した¹⁰⁾。1595年から1602年のあいだにオランダ連邦議会のもとに10社以上の交易会社の船が次々とアジアに航海するようになったが、その進出過程において、すでにアジアに交易基盤を築いていたポルトガル人との対立は不可避であった。この時期のオランダ連邦共和国の法律顧問ヨハン・ファン・オルデンバルネフェルト (Johan van Oldenbarnevelt, 1547-1619) は、アジアにおける戦いをスペインに対する戦いの不可分の一部と位置付けていた¹¹⁾。アジアにおけるスペイン・ポルトガルの支配に対抗するために、オランダでは既存の複数の交易会社を統合したオランダ東インド会社が1602年に設立された¹²⁾。

1605年にオランダ人は、アジアで最も価値の高い香料の産地モルッカ諸島において、ポルトガル人からアンボイナを軍事力で奪い、さらにテルナテとティドーレを制圧し、モルッカ諸島を実質的な支配下に置いた¹³⁾。これに対抗して、

1606年にスペイン人はフィリピンの拠点から反撃を加え、旧ポルトガル領有モルッカ諸島のティドーレをオランダ人から奪い返し、近隣のテルナテに要塞を築いた。これによりテルナテはスペインとオランダとのあいだで分割されたが、モルッカ諸島の占有支配を勝ち取ることは両陣営にとって焦眉の課題であった¹⁴⁾。1609年から1610年にかけてオランダ艦隊は、スペイン側のフィリピンからの供給ルートを断つためにティドーレを封鎖した。テルナテではスペイン人がクローブ貿易を確保するために奮戦したが、オランダ人はより多くの軍事力を投入することで同地に対する支配力を着実に拡大した。その後、オランダ艦隊はフィリピンに向かい、数か月のあいだ同海域で供給ルート遮断のために船と港を襲撃する活動を展開していたが、1610年4月にマニラ湾でフィリピン総督ファン・ダ・シルバ (Juan de Silva, ?-1616) 指揮下のスペイン艦隊に敗北を喫した¹⁵⁾。

一方、この間ヨーロッパでは1609年に12年間の停戦条約が成立し、オランダは事実上の独立を承認されたのみならず、アジアにおける貿易拠点を保障されることになった。しかし、スペインがオランダからモルッカ諸島を奪還する勢いを示していたように、アジアにおいては休戦が有名無実と言ってよい状況となっていた¹⁶⁾。本稿で扱う1610年前後は、停戦条約締結にもかかわらず依然と両陣営の衝突がアジア各所で起きている時期であった¹⁷⁾。

1-2 セーヘルズ乗船パウ号の航路

セーヘルズは、1607年12月22日にオランダを出航した13隻編成のフェルーフ艦隊に所属する小型船パウ号 (110ラスト) に、船内における最高決定権をもつ上級商務員として配属され、東インド (アジア) に赴いた¹⁸⁾。アジア海域に到着後、パウ号を含む同艦隊はジョホール沖からバンタムに向かって渡航中の1609年2月11日に、本国の十七人会が派遣したフーデ・ホープ

号に出会い、同船を通じて十七人会からの新たな指令書を受け取った¹⁹⁾。交戦中であつたスペインとオランダ間での和平交渉が進む過程で作成された1608年4月11日付の十七人会の指令書には、停戦条約が発効する以前にアジアで実行すべき任務として、モルッカ諸島とバンダ島を最優先に、できる限り多くのアジアの諸君主と契約及び条約を結ぶとともに、モルッカ諸島からイベリア人を追い出すようにとの指示があつた²⁰⁾。

新たな指令書が届いたことを受けて2月19日にバンタム沖で同艦隊による拡大委員会が開かれた。委員会の決議に従って、セーヘルスが乗船するパウ号は、副提督フランソワ・ウィッテルト (François Wittert, 1571-1610) に率いられ、ミデルブルク号、アムステルダム号、ホープ号の3隻とともにモルッカ諸島に渡航することになった²¹⁾。

同艦隊からローデ・レーウ・メット・ペイレン号とグリフィユーン号の2隻が別航路で日本へ派遣され、1609年に平戸にオランダ商館が設立されている。この派遣は十七人会から届いた指令書を受けて、この拡大委員会で通商範囲拡大の一環として急遽決定されたものであつた²²⁾。

十七人会が最も重要視していたのは、モルッカ諸島とバンダ諸島であつた。1608年4月11日付指令書においても十七人会の重役たちは、「モルッカ諸島とバンダ諸島は当国〔オランダ〕と〔オランダ東インド〕会社にとって最も重要であるということを我々は繰り返して言う。この理由のために、ほかのすべてを差し置いても、これらの場所を確保することを試みてほしい」と東インド派遣艦隊に要請している²³⁾。オランダ艦隊がモルッカ諸島とバンダ諸島へ向かったのは、この指令に従った行動であつた。

5月にバンダ諸島でピーテル・ウィレムス・フェルーフ (Pieter Willemsz Verhoeff, c1573-1609) 提督が現地住民により殺害されたことを受けて、副提督ウィッテルトがその後任として提督の役

割を引き継いだ²⁴⁾。1609年9月22日にウィッテルト提督の指揮下でパウ号はアーレント号、アムステルダム号、デルフト号付属のシャルップ船とともにモルッカ諸島のテルナテ島からフィリピン諸島とマニラ沿岸に向けて出帆している²⁵⁾。セーヘルスからバンタムのオランダ商館長レルミテ宛1610年6月18日付書状によると、その目的は、「彼の地〔フィリピン〕で何隻かのスペイン船、中国と日本のジャンク船を待ち伏せるために、そして、それらを捕獲することにより、祖国の東インド貿易に資するよう、そして我々の敵に損害を与えることができるようにするため」であつた²⁶⁾。

その目的の背後には、モルッカ諸島にあるスペインの拠点への物資供給を断つという戦略的な狙いがあつたとみられる。したがって、フィリピン海域への渡航は、十七人会からの1608年4月11日付指令書に沿つたものであつたといえる。また、そうした掠奪活動を通じて、交戦相手国スペインにできる限り経済的損害を与えるという、この時期オランダ側に一貫してみられる考え方も根底にあつた。また、それまでスペイン人から受けた損害を取り戻すという動機もオランダ側に併せ持たれていた。

ウィッテルト率いる艦隊は11月7日にマニラ湾沿岸に到着し、同海域にとどまって軍事活動を展開した²⁷⁾。そうしたなか、1610年4月下旬にマニラ湾海域でスペイン艦隊との戦闘が起これり、ウィッテルトは戦闘開始直後に戦死している²⁸⁾。

同海域で北方に向かって航行していたパウ号は、敵側艦隊の視界の範囲から外れていたため、この戦闘に直接は巻き込まれなかった。5月3日にデルフト号付属のシャルップ船がスペイン艦隊の攻撃から逃れてパウ号のもとに合流した。モルッカ諸島方面への逆風やスペイン艦隊が待ち伏せているマニラの状況を考慮したうえで、船に積んでいる現金を危険にさらす行動は得策ではないとの判断から両船はパタニに向かうこ

とにした²⁹⁾。デルフト号付属のシャルップ船に続いて、パウ号は5月29日にパタニに到着した³⁰⁾。

パウ号から下船したセーヘルズはその後しばらくパタニ商館にとどまっている。フェルーフ艦隊所属のヤーコブ・フルーネウエーヘ (Jacob Groenewegen, ?-1609)³¹⁾ などパタニに向かうことになっていた要員がほぼ全員死亡したため、セーヘルズをパタニに残すことが現地の拡大委員会で決まったという³²⁾。パタニ商館にとってセーヘルズは生糸鑑定人としてその場所に適任であったこと、パタニ商館長ヴィクトル・スプリンケル (Victor Sprinckel, ?-?) が離職を希望していることなどの人事問題もその要因であったようである³³⁾。一方、パウ号は修繕されたのち同年10月10日に食糧品を船載してモルッカ諸島のテルナテへ送り出された³⁴⁾。

以上、アジア海域におけるセーヘルズ乗船パウ号のパタニ到着前後の航路を辿った。この時期のオランダ側の関心はモルッカ諸島に集中しており、同地域へのスペイン側の補給経路を断つためにオランダ艦隊はフィリピン海域での活動にその主力を注いでいた。スペイン艦隊との戦闘で敗北を喫したオランダ側には、1609年に2隻を派遣した実績のある日本に次の船を派遣する余裕がなかった状況が浮かび上がる。

第2章 セーヘルズ書状にみる日本情報

パタニ到着後の1610年6月18日に、セーヘルズはバンタム商館長レルミテ宛に書状を記している。同書状においてセーヘルズは、1609年9月22日からパタニ到着の1610年5月までにパウ号乗船中に経験したことについて、同じ海域でともに行動した僚船に関する情報も交えながら報告している。その報告のなかには、別航路をとった僚船が日本で貿易を獲得したことについてかなりの分量の記述もみられる。セーヘルズが日本に赴く前に、成立したばかりの日蘭貿易関係についてどのような情報をいかにして得ていたのかを知るために重要な史料である。また、セー

ヘルズはパタニにいるあいだに十七人会宛にそれまでの出来事を報告するために1610年11月3日付書状も記している。本章では、日本渡航前にパタニで記されたセーヘルズ書状から日本関連記述を抽出し、この時期のセーヘルズ側における日本情報把握状況と日本認識について分析する。

2-1 日本貿易獲得に関する情報の入手

セーヘルズの乗船するパウ号が1610年1月27日にマニラ湾口に位置するエル・フレイル島³⁵⁾に向かって航行し、そこで待機していたところ、僚船デルフト号付属のシャルップ船と出会っている。同シャルップ船は、パパンガ湾³⁶⁾で拿捕したスペイン船「ノストル・セニョーラ・デ・ロサリオ号 (Nostre Señora de Rosario)」という名の小型船に乗っていたスペイン人三人を連れてきていた。このうちの一人「ヤン・ロドリゴ・カステイージョ (Jan Rodrigo Castillo, ?-?)」は、日本から来た船の船長であった。カステイージョは、オランダ船ローデ・レーウ・メット・ペイレン号とグリフィユーン号が平戸で日本貿易を獲得したことをセーヘルズたちに伝えた³⁷⁾。

前年の7月に平戸に到着したローデ・レーウ・メット・ペイレン号とグリフィユーン号は、日本からパタニにその年の10月末に戻っている。そのあいだは、その渡航についての報告をほかの僚船に伝える手段はなかったはずである。また、激しい戦闘状況がみられたマニラ湾海域で活動していたセーヘルズたちのところに、別航路で別行動をとった僚船の情報が届くのは難しい状況であったと推測される。ところが、期せずして、スペイン艦隊との戦闘の最前線となっていたマニラ湾海域において、敵方であるスペイン人を通じて、オランダ船の日本到着と平戸での日本貿易獲得についての情報を得ることとなった。

2-2 日本のジャンク船の船長ヤコーブスとスペイン人航海士

1610年4月10日にマニラ湾海域でオランダ船が日本のジャンク船を捕獲したことについて、セーヘルスはバンタム商館長レルミテ宛1610年6月18日付書状において記している³⁸⁾。その船長は「ヤコーブス (Jacobus, ?-?)」と名乗る日本人で、航海士は「アンブロシオ・デ・ラ・クロア (Ambrosio de la Croix, ?-?)」という名のスペイン人であった。セーヘルスはこの船長たちから聞き知った情報について次の通りに記している。() は原文注記で、[] は筆者による補注である。以下同様。

【史料1】³⁹⁾

彼ら〔日本人〕は日本の皇帝〔家康〕の命により彼〔スペイン人航海士アンブロシオ・デ・ラ・クロア〕を同行させなければならない。なぜなら、日本人は航海には熟練しておらず、そのために彼らは過去に多くのジャンク船を失ったからである。

我々は船長ヤコーブスと彼の航海士から、彼が3月21日に長崎から出帆したこと、そして、その帝国〔日本〕の最も良好な港（そのように彼らは我々に言った）、平戸で我々が日本貿易を獲得したことについてのすべての状況を聞き知った。ジャンク船3隻が二人の聖職者を乗せて後に続いて来るはずであり、それらの1隻は約100人乗りの70ラストの小型船であると彼は我々に説明した。このジャンク船には約□人が乗船していて、そのなかには、スペイン人〔の男性〕が20人、スペイン人の女性が一人いて、黒人約□人を伴っており、そして、米、小麦粉、ハム、豚、塩漬け及び干した魚などの食糧品を満載し、また、一山の刀、かなりの量の□と釘も〔積んでいた〕。これらの前述のスペイン人20人は、日本において北緯35度の地点で彼らが失った船の者たちであった。それは約2千万枚の銀を積んで、〔ヌエバ・〕エ

スパルニャ〔メキシコ〕のアカプルコから来て⁴⁰⁾、大きな嵐に遭ったために、彼らのマストを切り倒さざるをえず、船は日本の海岸に漂着して、粉々になり、約400人が乗っていたが、そのうち40人は溺れて、残りは救助された。

そして、皇帝〔家康〕はその国民に対して、残りのスペイン人を彼らのジャンク船でマニラへ運ぶように命じた。我々は皇帝〔家康〕の中立性⁴¹⁾により、あえて彼らを攻撃するようなことはしなかった。それは、我が国に対する皇帝〔家康〕の善き心と獲得した日本貿易を遠ざけさせないためであった。また、〔ウィッテルト〕提督閣下が日本人には妨害を与えるのではなく、あらゆる友好を示すように我々に特別に命じていたので、我々はそのように実行して、彼〔船長ヤコーブス〕を礼砲で見送り、船内で非常に丁重にもてなした。

この引用部分の前段からは、この日本船が家康の命令により、航海に熟練した航海士を伴って送られた特別な船であったことが示される⁴²⁾。この船の船長たちは、オランダ人が平戸で貿易を獲得したことや、平戸が日本で最も良好な港であるという情報をセーヘルスたちに伝えた。

セーヘルスは、後続のジャンク船に乗っているスペイン人に関する情報も細かく書き留めている。彼らは日本沿岸で難破した船に乗っていた者たちであるという。この難破したスペイン船というのは、フィリピンのマニラからアカプルコに向かっていったスペイン船3隻のうちのサン・フランシスコ号であると推定される。同船は1609年9月に上総国岩和田沖で難破している⁴³⁾。難破船から救助されたスペイン人のうちの一部が家康の命令を受けた日本のジャンク船でフィリピンに送還されたようである⁴⁴⁾。

【史料1】引用部分の後段では、オランダ人が日本のジャンク船を攻撃しなかったのは、「日本

の皇帝〔家康〕の中立性〕、「日本の皇帝〔家康〕の善き心」とオランダが日本で獲得した貿易の保持のためであると記されている。セーヘルズが記している「日本の皇帝〔家康〕の中立性」とは何を意味しているのであろうか。

オランダ東インド会社が設立される以前に、初期のオランダ船が東インドにおける出会い交易地バンタムに初めて到着した際に、ポルトガルは反オランダ感情をバンタムの宮廷に吹き込む策動をめぐらしたことがあった⁴⁵⁾。また、初期のオランダ船団の一つに所属していたリーフデ号が1600年に日本に辿り着いた際にも、ポルトガル人は、オランダ人やイギリス人が「海賊」であり、「ポルトガル人とすべてのキリスト教徒の敵」であるとの非難を繰り返し、その処刑さえ家康に要求していた⁴⁶⁾。

このような経験から、ポルトガル人はいたるところでオランダ人に汚名を着せ、その貿易を妨げようとしているとの認識がオランダ東インド会社側にもたれていた⁴⁷⁾。ポルトガル人がすでに貿易基盤を築いている日本に後発国が新規参入する難しさもオランダ人は経験上十分に認識していた。そのような状況にもかかわらず、日本でオランダ人に貿易の許可を与えてくれた家康は、セーヘルズにとって中立的な君主であると映ったのではないかと推察される。当時日本の朱印船の渡航先の一つであったパタニでも日本人を通じて、家康が多くの国々と交易を希望していることや、家康からオランダ人に対する商船派遣要請があったことがセーヘルズの耳に入っていたのかもしれない。

さらに、セーヘルズは、ウィッテルト提督が日本人に対しては妨害することなく、友好を示すよう特別に命じたとも記している。当時、オランダにとっての敵は、交戦相手のスペインとポルトガルに加えて、イベリア勢力と同盟関係にある現地の支配者であった。オランダ東インド会社の十七人会側も東インドにおいて誰がポルトガル人の友であり、誰が敵であるのかに関

心を寄せていた⁴⁸⁾。オランダにとって最重要貿易拠点はモルッカ諸島であり、そこでポルトガルやスペインとの戦闘が現地の人々を巻き込んで継続していた。その次にオランダが交易獲得地として目指していたのは中国であった。アジアのなかで日本はイベリア両国の同盟者とは位置付けられていなかった。日本人には友好的に接するようにとの指示が出されていたのは、このような背景があったと推察される。

2-3 日本のジャンク船の船長ルイス・アニス

セーヘルズたちはマニラ湾周辺海域の北方を航行中、1610年4月23日に日本のジャンク船を捕らえた⁴⁹⁾。スペインの拠点マニラに向かう船はスペインの協力者であるとの疑いがもたれていたため、スペインに対する戦争行為の一環としてオランダ船による捕獲活動がおこなわれていた。セーヘルズはバンタム商館長レルミテ宛の1610年6月18日付書状のなかで、この日本船の船長「ルイス・アニス」⁵⁰⁾との出会いについて次のように記している。

【史料2】⁵¹⁾

〔我々は〕4月23日に日本のジャンク船1隻を捕まえ、それに近づいて、そこからスペイン人の舵手と船長を連れ出した。ルイス・アニスという名の船長は、日本の貿易について我々のために皇帝〔家康〕に対してうまく口添えをしてくれた人なので、我々は彼を丁重に扱った。というのも、彼は、平戸に商務員として残されたジャック・スベックスからの一通の「推薦状〔een recommandatiebrieff〕」を所持し、ジャンク船でエル・フレイル島⁵²⁾の停泊地に向かっていた。彼は「オランダ、万歳〔Vive Hollandia〕」と金色の文字で書かれた〔マウリッツ〕大公の旗を〔船の〕後ろに掲げていた。

このセーヘルズの記述によると、ルイス・ア

ニスという人物はこの時マニラ湾海域で出会ったオランダ人に対して、オランダのために日本貿易に関して家康に何らかの取り成しをしたとの旨を伝えたという。前述の通り、セーヘルスは、1610年1月にスペイン人カスティージョを通じて、また、それに続いて4月に日本人ヤコーブスからも、日本に向かった僚船が平戸で通商許可を獲得したという情報を得ていた。ルイス・アニスの話はそれらの情報と符合するものであった。

フェルーフ艦隊から日本に派遣されたローデ・レーウ・メット・ペイレン号とグリフィユーン号の2隻が1609年7月に平戸に到着した際に、日本における通商交易の許可を家康に請願するために両船の各上級商務員二人が使節として参府旅行を実施した。使節は8月13日に駿河に到着し、14日に家康に贈物とマウリッツ (Maurits van Nassau, 1567-1625) の書状を捧呈し、20日に家康からオランダ人宛の朱印状とマウリッツ宛の返書を得た⁵³⁾。

この年にオランダ人が書状と贈物を家康にもたらしたことは、この時期の家康の外交文書事務に閑室元信 (1548-1612) の補佐として関わっていた以心崇伝 (1569-1633) も「異国日記」において慶長14年7月11日 (1609年8月10日) 頃のこととして書き記している⁵⁴⁾。

また、「異国日記」における同記事の直前の慶長14年7月7日 (1609年8月6日) の記事には、駿府城に出仕した崇伝が本多正純 (1566-1637) と後藤庄三郎 (1571-1625) から、呂宋 (マニラ) より来た西類子 (?-1646)⁵⁵⁾ が書状を持ち渡ったと聞かされたとの記述がある⁵⁶⁾。ルソンとの通商に従事し、スペイン語にも精通していた類子は、1609年4月にフィリピン総督に着任したファン・デ・シルバから託された家康宛の書状を届けるために駿河に来ていた⁵⁷⁾。「異国日記」から得られる情報によると、この時作成された「呂宋国主」宛家康返書は、「阿蘭陀国主」宛家康返書と同じく、慶長14年7月21日 (1609年8月20日) に朱印が押されたという⁵⁸⁾。

これらの情報から、類子は、通商交易許可の請願のために家康に面会に来たオランダ使節と同じ時期に駿府に滞在していたことが示される。類子がオランダ人のために家康に口添えをしたという情報は、1609年来日オランダ使節ニコラス・ポイク (Nicolaes Puijck, ?-1664) がこの年の参府旅行について記した報告やそのほかの関連書状にも見当たらない。しかし、上記の通り、オランダ人と類子の駿府滞在時期が重なることから、ルイス・アニスという人物が西類子である可能性は高い⁵⁹⁾。

オランダ使節による家康謁見と同時期に実際に駿府にいたと推定される人物から伝えられた日本貿易獲得の舞台裏事情は、オランダ東インド会社の上層部に対する報告書として執筆されたポイクの報告にも言及されなかった情報であったと思われる。このように、セーヘルスは日本に赴く以前に、日蘭貿易関連について複数の情報源からかなりの知識を得ていたと考えられる。

また、【史料2】の後半部分で、ルイス・アニスが平戸オランダ商館長スペックスからの推薦状を持ち、その船にオランダの旗を掲げているとの報告も注目される。日本の朱印船がオランダやイギリスの商館長から通航証の役割を果たすパスを得ることを願っていたが、これはそのことを示す早い例であると思われる⁶⁰⁾。

ルイス・アニスが事前に入手したスペックスからの推薦状とオランダの旗を携行していたという点からは、彼が日本にいるオランダ人と直接的な接触があり、友好的な交流があったことが示唆される⁶¹⁾。

2-4 十七人会宛 1610年11月3日付セーヘルス書状にみる日本認識

ここまではセーヘルスがパタニ到着直後に記したバンタム商館長レルミテ宛1610年6月18日付書状を検討した。本節では、セーヘルスがパタニ商館滞在中1610年11月3日付でオランダ本国の

十七人会宛に記した書状2通の内容について検討する。

セーヘルズは十七人会宛1610年11月3日付書状一通目の最初の部分において、パウ号でバンタムからモルッカ諸島へ渡航したのちにマニラに向かった経緯の概略を報告している。続いて、マニラ湾海域での観察に基づいて、獲得手段が見出せない中国貿易の代わりとしてマニラとパタニを結ぶ交易方法を提案している。セーヘルズは、8隻の大型船と3隻の頑丈な小型船から成る十分な艦隊とガレー船を造船するための船大工をオランダから派遣し、マニラの適切な島で3から4隻のガレー船を建造すれば、マニラ湾海域から50隻のジャンク船を容易にパタニに引き連れて行くことができると述べたうえで、パタニ到着後に生糸の代金を半分支払い、次年に同じ量の生糸を持ってくれば、その分と残りの半分の代金を即座に支払うという貿易方法を提案している。一方、その直後の記述部分で、セーヘルズは「しかし、そのようなことを実行するためには、現金及び中国と日本で需要のある商品がこんなにもわずかしかないならば、13から14隻編成の素晴らしい艦隊を送り出すべきではない」と述べ、まずは現金と商品を確保する必要性を指摘している⁶²⁾。

日本貿易に関して、セーヘルズは十七人会宛の同日付の別便書状で次の通りに報告している。

【史料3】⁶³⁾

そして、我々は（我々が神のご加護によりレーウ・メット・ペイレン号とグリフィユーン号の両船によって貿易を獲得した）日本の強力な皇帝〔家康〕を相手にしていく場合、その両船によって彼の地で与えられた約束が履行されない限りにおいて、我々が日本における貿易を失うということは容易に起こるであろう。というのも、ポルトガル人に対する皇帝〔家康〕の大きな中立性のために、我々には彼の地〔日本〕で友人

に見せかけた多くの敵がいると私は思うからである。それについて十分注意深く、そして賢明に用心しなければならない。

セーヘルズは、オランダ船が日本貿易を獲得したことはマニラ湾海域にいる時点ですでに聞き知っていたが、パタニ到着後、そのことについてさらなる情報を耳にした可能性が高い。当時パタニ商館には、日本に渡航したローデ・レーウ・メット・ペイレン号の下級商務員であったヘンドリック・ファン・ラーイ（Hendrik van Raey, ?-1613）が1609年秋に日本渡航から戻っていて、日本向け商品を供給する要員としてカンボジアに赴くためにパタニ商館で待機していた⁶⁴⁾。セーヘルズはパタニ商館滞在中に、日本に実際に渡航したファン・ラーイから、日本においてオランダ船が得た来航通商許可や家康に対しておこなった約束について具体的な事情を伝えられたと思われる。

その約束とはどのようなものであったかについて、スペックスから十七人会への1611年付書状に記されている。1609年にオランダ東インド会社の船2隻が日本に初来航し、通商交易許可を獲得したにもかかわらず、翌年の1610年には日本へ1隻の船も派遣されなかったことについて、スペックスは「我々の約束に反して去年〔1610年〕当地に一隻も船が来航しなかった」と記している⁶⁵⁾。スペックスが「我々の約束に反して」と記していることから、初来航時にオランダ使節が家康と謁見した折に、オランダ船が日本に通商交易のために毎年来航するとの約束がおそらく口頭で交わされたと思われる⁶⁶⁾。

ファン・ラーイはスペックスとともに1609年に日本を訪れた2隻の船のうち1隻の商務員であった。彼自身は家康に謁見した使節一行には加わっておらず、平戸で待機していたが、謁見を終えた使節からの報告を通じて、日本におけるオランダの通商上の立場、展望と注意点といった日本の交易環境についての情報を聞き

知ったと思われる。その情報には日本におけるポルトガル人との競合関係も含まれていたであろう。実際にファン・ラーイは十七人会への書状において、日本でオランダ人が認められた貿易上の特権やポルトガル人に課された貿易条件について書き記している⁶⁷⁾。

上記の【史料3】にみられる通り、セーヘルスは、日本には以前からポルトガル人も貿易のために来航している実績があり、オランダ船が約束通りに毎年日本に来航しなければ、日本貿易を容易に失うことになるのではないかと懸念を示している。その懸念は、それまでに得ていた日本に関する情報に基づき発せられたものではないかと推察される。

ポルトガル人は長きにわたる日本との交易関係で日本の為政者側との深い関係を築いていて、家康や幕臣などもマカオの生糸貿易に投資をおこなっていた⁶⁸⁾。そのようなポルトガル人が根付いている交易環境において、オランダ船が定期的に来航することを怠れば、オランダ排除の動きにつながる可能性があることも認識されていた。

【史料3】において、セーヘルスは「ポルトガル人に対する皇帝〔家康〕の大きな中立性によって、我々には彼の地で友人に見せかけた多くの敵がいると私は思う」とも述べている。セーヘルスは日本の君主には中立性があると評価していた。また、ポルトガル人はそれまであちらこちらで各国君主に向けてオランダ人に対する誹謗中傷活動を繰り返してきているとの認識がオランダ側にもたれていた。

こうした背景事情に照らし合わせてセーヘルスの言わんとしている意味合いを考えると、次のように解釈されるのではないだろうか。つまり、日本では、その君主が中立的な態度を取っていることから、幕府の高官は君主の前ではオランダ人に友好的な態度を示しているが、オランダ側が約束を守らなければ、容易に敵と見なされ得る危うい状況である。セーヘルスはこの

ように日本におけるオランダ人の状況を捉えていたと推察される。

本章で検討したセーヘルスの各書状から、セーヘルスは1611年にブラック号で日本に来航する以前にマニラ湾海域やパタニ商館において日本に関する情報をすでにかなり得ていたことがわかる。すなわち、オランダ船2隻が日本で貿易を獲得し、スペックスが平戸で商館長として残っているというオランダにとって有望な情報もあった。一方、日本の為政者の中立的な政策により、ポルトガル人が日本において堅固な貿易基盤を築いているにもかかわらず、オランダ人に商館設立の許可が与えられたが、そのような状況下においてオランダ人が努力を怠れば、日本における貿易拠点を維持することはできないとの認識もみられた。

第3章 ブラック号とセーヘルス日本派遣の背景と要因

ここまでは、セーヘルス日本渡航以前のオランダ側の状況とセーヘルスが主にフィリピン海域で得た日本情報から抱いた日本認識について検討した。本章では、オランダ船ブラック号日本派遣の決定に直接的につながる背景と要因に迫るために、先行研究の整理をおこなったうえで、この派遣がバンタム本部で決議されたことについて記す一次史料を検証しながら考察していく。

3-1 先行研究の整理と課題

日本渡航以前の段階におけるセーヘルスに言及した研究として、テルプストラ氏の『オランダ東インド会社のパタニ商館』（1938年）⁶⁹⁾やファン・オプスタル氏の『ピーテル・ウィレムス・フェルーフ艦隊のアジアへの航海1607-1612』（1972年）⁷⁰⁾がある。

テルプストラ氏は『東インド会社のパタニ商館』において、パタニ商館を中心に据えた歴史叙述の一場面として、日本渡航前後にパタニに

寄港したブラック号とセーヘルズに言及している⁷¹⁾。その記述は、本章で取り上げる総督及び評議委員会による1611年1月11日付決議録の2葉目に記されている内容と重なっている部分が多い⁷²⁾。とはいえ、パタニ商館を中心軸とするテルプストラ氏の記述は日本との関係に着目したものではなく、ブラック号日本往復渡航の寄港地となったパタニにおける人員の動きに関心が寄せられている。

ファン・オプスタル氏は、フェルーフ指揮下の艦隊全体の動向を把握するための一要素としてセーヘルズを取り上げている。フェルーフの死後、同艦隊の副提督であったウィッテルトが総督の役割を引き継いだ。セーヘルズがオランダ出航以来乗船していたパウ号は、ウィッテルトと行動を共にすることが多かった。したがって、フェルーフ艦隊を総合的に研究するには、必然的にウィッテルトやセーヘルズも調査対象範囲に入る。同書においてファン・オプスタル氏はセーヘルズの書状3通を翻刻している。これらの書状は、日本渡航以前にセーヘルズがマニラ湾海域やパタニで見聞きした情報を知るうえで重要な史料である。しかし、ファン・オプスタル氏の研究視座はフェルーフ艦隊の全体像を把握することにあつたため、セーヘルズが日本派遣されるに至る背景を捉えるための史料としてこれらの書状を扱ってはいなかった。

また、ブラック号が1610年にバンタムに来航した総督ボットの艦隊所属であることは、ナホッド氏、テルプストラ氏及び村上直次郎氏により指摘されていた⁷³⁾。ブラック号日本派遣の理由について言及しているナホッド氏と村上氏の研究では、商船派遣は平戸商館長スペックスの要請を受けてのことであるとの点で一致している。とはいえ、スペックスが商館員をパタニに派遣したとする説とスペックス自らが赴いたとする説の二つに分かれる。

前者の説を採る村上氏は『貿易史上の平戸』において、ブラック号日本派遣の経緯として、「商

館長スペックスは同〔1610〕年10月館員二人をパタニに遣はし、商船の急派を求めしめたり、因つて当時パタニに碇泊せし小船ブラック号出航の命を受け、慶長16年5月21日（1611年7月1日）平戸に入港せり」と説明している⁷⁴⁾。

このように、村上氏は商館員派遣説を採り、スペックスが商館員を通じて日本への商船派遣を要請し、現場のパタニ商館がその要請に応じてブラック号を派遣したものであるとしている。しかし、ここで村上氏は、ブラック号のパタニ以前の動向に言及していない。同書における当該説明を含む節の見出しに「オランダの小船一隻パタニより入港す」とあるように、ブラック号のパタニから平戸への動きにしか触れられておらず、同船がどのような任務を帯びてパタニに停泊していたのかについては言及されていない。

一方、ナホッド氏は、商館長スペックスが、1610年11月に二人の商館員をシャムへ派遣した直後に、オランダ船と貨物未着のため、自らパタニに赴かなければならなかったもののようであり、1611年の初めセーヘルズを伴い、ブラック号とともに平戸に入港したとの説明を提示していた⁷⁵⁾。これは、商館員を通じて商船派遣を要請したとする村上氏よりもさらに踏み込んで、スペックスが商船派遣を要請のために自らパタニに渡航し、その要請を受けての派遣であったことを打ち出した説明である。

パタニのオランダ側上層部がブラック号を派遣したと述べているボクサー氏は、ブラック号の派遣決定主体はパタニ商館であったと解釈している。ボクサー氏は、その派遣目的として、1610年のオランダ船欠航についての説明と通商許可の更新を挙げ、前年に派遣が叶わなかったのは、ウィッテルトのフィリピン諸島における敗北のためであったと指摘している⁷⁶⁾。

また、加藤榮一氏は、商館長スペックスが1610年10月31日に長崎を出帆した朱印船に添乗させて二人の商館員をシャムへ派遣した後に、「1610年の末か翌年早々、自らパタニに渡航し」、

セーヘルスを伴い、「ブラック号に搭乗して」、1611年7月に平戸へ帰着した、と述べている。この説明はナホッド氏とほぼ同様の内容である。しかし、スペックスの渡航目的について、加藤氏は、「オランダ船の日本来航を督促するためであったが、それは日本向け貨物の調達というよりは、日本の為政者や競争者に対する政治的効果を計算してのことであったようである」と述べ、ナホッド氏と異なる独自の見解を追加し、渡航目的の裏側の狙いを探っている⁷⁷⁾。

このように、スペックスの渡航目的に関する見解に違いがみられるとはいえ、ナホッド氏と加藤氏はともに、スペックスが一時的に日本を離れ、ブラック号で戻って来たとの説を採っている。

先行研究におけるスペックスの離日についての記述の原典は、コメリン『東インド会社の起源と発展』第2巻（1646年）所収のフェルーフ提督の航海日誌のあいだに挿入される形で収録された「1611年のスペックスとセーヘルスの参府日記」の導入部分における記述であると推察される⁷⁸⁾。

確かに、日記の前段落部分には、スペックスとセーヘルスがブラック号でパタニから再び日本へ出帆したと記されている⁷⁹⁾。しかし、この13行分の前段落部分とそれに続く日記の部分の書体が異なることに注目すると、前段落部分と日記部分の記述は明らかに区別された形で掲載されていることがわかる。すなわち、前段落部分は同書の編纂者であるコメリンによる補足説明が加えられた導入部分であり、以降の日記の引用部分と明確に切り分けられている。日記の部分は、コメリンがオランダ東インド会社から当該日記の原本あるいは写しを何らかの方法で入手したうえで、それを翻刻・掲載したと推測される。したがって、引用部分である日記は、参府旅行を実施した当事者の手による一次史料であると判断される。一方、前段落部分は日本における参府旅行の当事者ではないコメリンによ

るのちの時代の解釈を含んだ記述とみられる⁸⁰⁾。

コメリン編纂の同書に掲載された記述を史料批判の観点から吟味すると、スペックスが一時的に離日したという説明は誤解ではないかと推察される。というのも管見の限り、この年にスペックスが離日したことを示す史料はない。むしろ、それを否定する記述がスペックスの1610年11月付シャム商館長宛の書状に次の通りにみられる。

【史料4】⁸¹⁾

皇帝陛下〔家康〕の代理人〔長崎奉行〕から禁止され、そして当地の我々の統治者〔平戸藩主〕に対して特別に命令されているので、陛下の認可なしでは私を出発させてくれない。したがって、〔オランダ〕船が来なければ、私が国外に出ることは非常に困難であろう。

この書状で、スペックスは家康の許可なく勝手に日本を離れることができないと記している。長崎奉行を指すと推察される「皇帝陛下の代理人」や平戸藩主にもそのような指示が出されている状況下で、平戸のオランダ商館を秘密裡に離れて、長期間にわたり国外に出ることは難しい。「〔オランダ〕船が来なければ、私が国外に出ることは非常に困難であろう」というスペックスの記述は、商館長の離日はオランダ船が来航した時にしか許されていなかったことを示唆している。また、この書状の発信日付「1610年11月」は、先行研究においてスペックスが一時出国したとされる時期と重なる。したがって、スペックスが一時出国したという可能性は低いと考えられる⁸²⁾。

スペックスが一時出国したか否かにかかわらず、ブラック号派遣の決定プロセスにスペックスが関与できたかどうかは疑わしい。なぜなら、ブラック号はボット総督艦隊所属船であり、バントムにおけるボット総督及び委員会の決議に

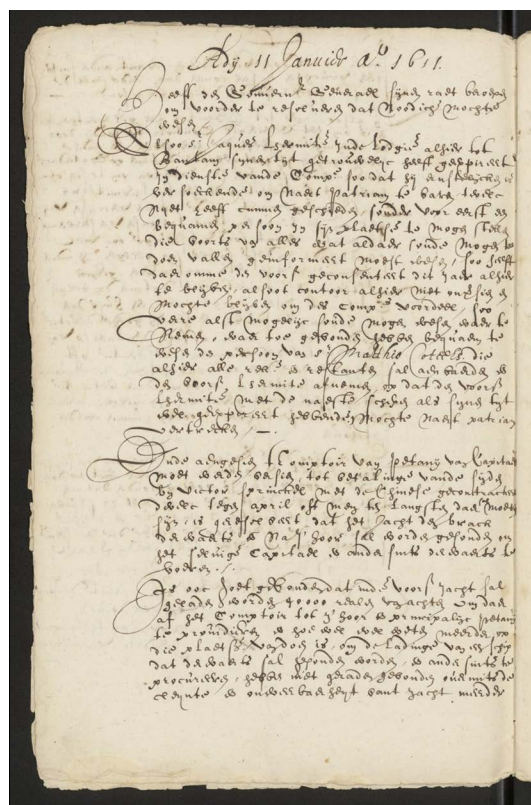
基づく何らかの指示を帯びてパタニに派遣されていたと考えるのが妥当だからである。したがって、ブラック号日本派遣の決定主体については、オランダ東インド会社関係者の別の権限者であったという可能性を考慮すべきであり、その決定の背景や目的についての再検討も必要になる。

こうしたスペックスの動向やブラック号日本派遣の背景をめぐる問題を乗り越えるためには、ブラック号が日本渡航直前の寄港地パタニに来航する前のバンタムで停泊していた時点に遡って検討する必要がある。

3-2 総督及び評議委員会による 1611 年 1 月 11 日付決議録

1610年1月にオランダを出航したピーテル・ボットが初代総督として新たな艦隊を率いてその年の12月19日にバンタムに到着した⁸³⁾。それまでのアジアにおけるオランダ東インド会社の統治は各艦隊の提督によって行われていた。しかし、このような提督制度による統治は持続性に欠けていたので、1609年にアジアで東インド会社の指揮を執る総督 (gouverneur-generaal) 及び評議委員会 (Raad van Indië) という統治機構が創設された。最初の総督として任命されたのはボットであった⁸⁴⁾。この時点で本部の場所はまだ確定されていなかったが、バンタムが集合地としての機能を果たしていた⁸⁵⁾。

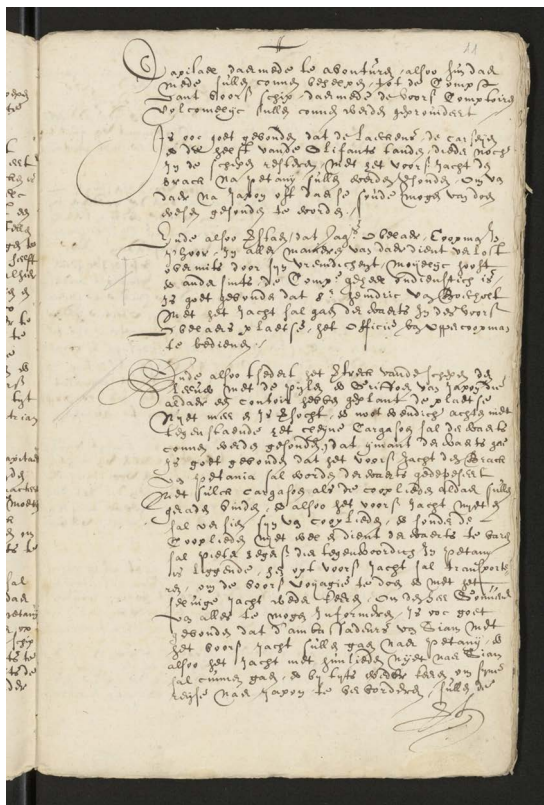
ボット総督がバンタムに到着した直後に複数回にわたり評議委員会が招集され、アジアにおける人事、船や人員の派遣、個別の商館や船への資金や商品の配分について議論のうえ決議されていた。評議委員会では審議事項についての決議録が各回作成された。そのうちの1611年1月11日付の決議録には、ブラック号の日本派遣に関する決定事項が記されている (図版1～4参照)。同日付決議録のうちブラック号日本派遣に係る箇所の拙訳を以下に掲載する。



図版 1 1611 年 1 月 11 日付バンタムにおけるピーテル・ボット総督及び評議委員会による決議録 (ハーグ国立文書館所蔵 NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 1053) 4 葉のうち 1 枚目

【史料5】⁸⁶⁾

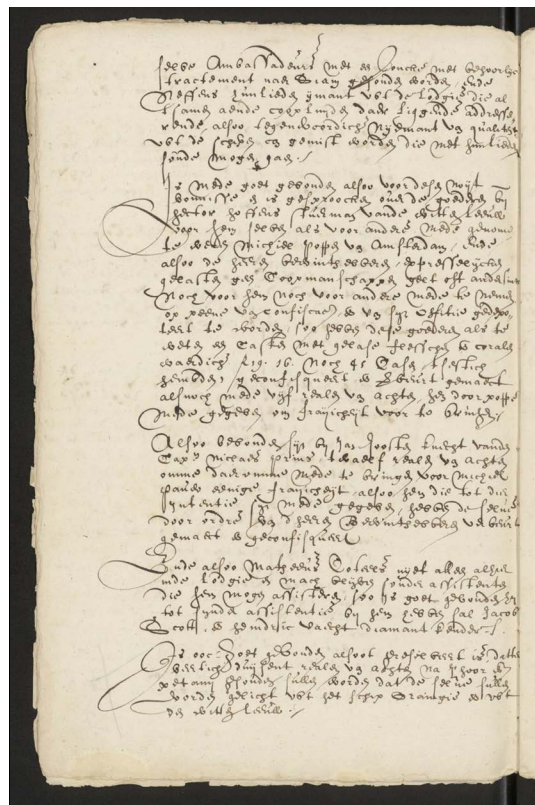
諸船にまだ残っている大羅紗、カルサイ織及び象牙の半分を前述のヤヒト船ブラック号に積んで、パタニから日本あるいはそれらが必要とされる場所へ送付するために、そこ [パタニ] に送ることも承認された。そしてまた、日本で商館を設立したレーウ・メット・ベイレン号とグリフィユーン号の両船が同地から出発して以来、その場所を一度も訪れておらず、彼の地に送ることができるのは小さな積荷であるにもかかわらず、誰かが彼の地に赴くことが必要であると思われるので、前述のヤヒト船ブラック号をパタニから、同地の商務員が得策であると思うような積荷を積んで彼の地 [日本] に派遣すること、そしてまた、前述のヤヒ



図版2 1611年1月11日付バンタムにおけるピーテル・ポット総督及び評議委員会による決議録（ハーグ国立文書館所蔵 NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 1053）4葉のうち2枚目（ブラック号日本派遣に関する決定事項が下半分の部分に記されている。）

ト船〔ブラック号〕には商務員が付いておらず、商務員なしでは彼の地〔日本〕に渡航すべきではないため、現在パタニに駐在しているピーテル・セーヘルスが前述の渡航を実施するために前述のヤヒト船に乗り、総督閣下にすべてを伝えることができるように同ヤヒト船で再び戻ることが承認された。

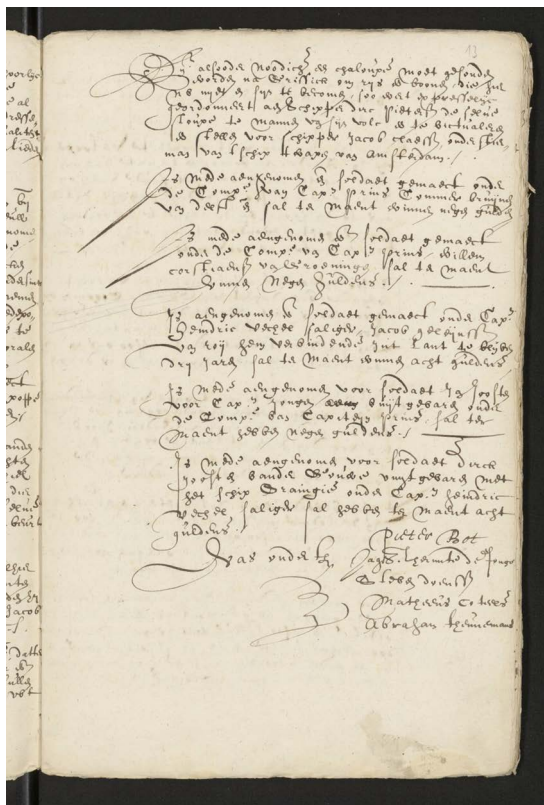
上記の引用部分によると、ブラック号を日本に派遣する理由として、ローデ・レーウ・メット・ペイレン号とグリフィユーン号が日本を去って以来、平戸で商館を設立したにもかかわらず、同地に一度も寄港していないことが考慮された。日本に送ることができる積荷が少ない状況であったため、パタニ商館の商務員の判断



図版3 1611年1月11日付バンタムにおけるピーテル・ポット総督及び評議委員会による決議録（ハーグ国立文書館所蔵 NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 1053）4葉のうち3枚目

で積荷を追加する措置にも言及されている。ブラック号には商務員が所属していなかった⁸⁷⁾が、日本への渡航実施にあたり、オランダ東インド会社の使節としての資格を備えた上級商務員クラスの人員を送る必要があるとバンタム本部側で判断され、パタニに駐在していたセーヘルスが使節に指名された。また、日本渡航実施後に日本の現況を総督に報告できるようにセーヘルスが同じブラック号で戻ってくることも決定された。

以上から、1611年に実施されたブラック号とセーヘルスの日本派遣は、アジアにおけるオランダ東インド会社の最高意思決定機関であった総督と評議委員会の決定事項であったことが明らかとなる。また、その決定にあたり、1609年に2隻のオランダ船が日本貿易を獲得したにもか



図版4 1611年1月11日付バンタムにおけるピーテル・ボット総督及び評議委員会による決議録（ハーグ国立文書館所蔵 NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 1053）4葉のうち4枚目

かわらず、その後は船の派遣が実施できていなかった状況が考慮され、日本貿易のフォローアップと情報収集を主な目的として派遣の必要性がバンタム本部で認識されていた。

日本渡航を実施させる人員については、ボット総督がオランダから率いた艦隊に所属する商務員の数が少なかったという事情もあり⁸⁸⁾、元々フェルーフ艦隊所属パウ号の上級商務員であり、当時パタニ商館にいたセーヘルズが日本派遣船ブラック号の商務関係責任者として指名された。また、セーヘルズがパタニ商館滞在中にバンタム商館長レルミテや本国の十七人会宛に送付した書状もその決定に影響した可能性がある。その書状には日本関連情報も記されていたため、日本派遣に適した人材と判断されたのかもしれない。

セーヘルズはバンタムにおける決議録に従い、1611年初夏頃ブラック号でパタニを出航し⁸⁹⁾、7月1日に平戸に無事到着している⁹⁰⁾。セーヘルズの日本到着後、家康及び秀忠に謁見するための準備が整った17日に、スペックスとセーヘルズは商館の小型船で出発し⁹¹⁾、無事に謁見を済ませたのち、9月19日に平戸に戻っている⁹²⁾。セーヘルズは9月28日に再びブラック号に乗って平戸を出航し⁹³⁾、パタニに寄港したのち、1612年1月8日にバンタムに到着している⁹⁴⁾。セーヘルズは、決議録の指示に従って、バンタムでボット総督に対して日本渡航の報告をおこなったと推測される。

3-3 十七人会からの指示

前述の1611年1月11日付バンタムにおけるピーテル・ボット総督及び評議委員会による決議録の背景を理解するための重要な史料として、十七人会からの1609年11月27日付ピーテル・ボット総督及びインド評議委員会宛指示書がある。

ボット総督が1610年1月にオランダを出航する直前に作成された同指示書には、同総督がバンタムに到着後に実行するべき行動や取るべき方針について第1条から第42条に分けて段階を追って詳細に記されている⁹⁵⁾。

総督及び評議委員会の権限、外交方針、司法、規律管理、人事や会計などに関する指示がみられることから、それまでの航海毎に各艦隊の提督が指揮を執る提督制度を改め、総督制度を開始するにあたっての新たな統治管理システムの構築が目指されたことが読み取れる。また、指示書には、東インドにおいて貿易情報収集活動をおこなうようにとの指示がみられる。このことから、十七人会側で可能な限り状況を把握したいという意図があったことが示される。

同指示書には、特に日本を名指した指示は見当たらない。しかし、前掲【史料5】の1611年1月11日付の決議録にみられた日本に関わる決定に影響を与えたと思われる指示がみられる。

まず、第9条では、東インド会社の各商館や貿易・通交の状況についての情報を収集するとともに、すべての職員の状況を把握したうえで整理をおこなうように指示されている。この指示に基づいて、バンタム到着直後にボット総督はアジアにおける各商館や派遣船に所属している職員の状況把握に着手したと推測される。その過程で、日本商館の存在や商館員の配置、またセーヘルスがパタニ商館に滞在していることも把握されたのであろう。

マニラ湾海域での戦闘から逃れ、パタニ商館に滞在していたセーヘルスは、パタニの現場では次期商館長候補であったようであるが、バンタム本部から見ると、パタニ商館における定員外の余剰人員として捉えられ、日本へ派遣する商務員として選ばれたのかもしれない。

一方、パタニ商館で長期間にわたって勤務した商務員ヘンドリック・ヤンセン (Hendrik Janssen, ?-?) が自らの離職をパタニ商館長スプリンケルに求め、祖国に戻るために帰還船デルフト号で1610年12月15日にバンタムに到着していた。オランダから連れてきた商務員の数が少ないこと、ヤンセンが現地の言語や習慣に精通していることがバンタム本部で考慮された結果、ヤンセンはパタニ商館長スプリンケルの後任を務めるためにブラック号で再びパタニへ戻された⁹⁶⁾。こうしたパタニ商館における人事もボット総督のバンタム到着後まもない時期に決定されていることから、十七人会からの指令書第9条の指示に沿ったものであると推測される。

続く第10条では、東インド全地域において会社と交易関係にある国王や国と国民からどのような厚遇を得ているのかについて関連情報を収集するように指示されている。したがって、ボット総督がその次に調査しなければならないことは、交易相手各国から受けている貿易に関わる特権などについてであった。第10条における指示の目的は、「東インドの貿易を〔中略〕継続させるだけでなく、あらゆる可能な手段と方法を

用いて拡大させるため」であった⁹⁷⁾。既存の貿易相手国との交易維持のほかに拡大も目指されていたことは、当時オランダの交易基盤が脆弱な日本への派遣の動機になったと思われるが、日本に対する特別な配慮や市場進出計画が示されていたわけではなかった。

1611年1月11日付バンタムにおけるピーテル・ボット総督及び評議委員会による決議録(【史料5】)において「商務員なしでは彼の地に渡航すべきではない」と記されていた。交易関係の状況調査とその報告という任務を負わせて派遣する船には管理職クラスで貿易業務の知識を有している商務員が望ましい。セーヘルスは日本で需要のある生糸の専門家でもあった。また、もしも派遣先の現地でもなにか問題が起きている場合には、その善後策を講じ、適切に対処できる決定権をもつ人材が必要となる。日本のような通商関係が始まったばかりの実績の乏しい国に状況把握目的で一時的に派遣する人員としては、セーヘルスのような経験のある上級商務員が適切であるとの判断があったと推察される。

さらにこのことは、スペックスが日本を一時出国してパタニ商館に渡航していないことを裏付ける。もしも平戸商館長であるスペックスがオランダ船派遣要請目的でパタニ商館に赴き、そこからバンタムに要請を伝えていたのなら、ほかの誰が伝えるよりも詳細な日本についての報告がバンタムに伝わったはずである。ブラック号の派遣目的が日本の状況調査であったことを考慮すれば、わざわざセーヘルスを渡航させる必要性もなくなる。また、ブラック号日本派遣の決定を記した1611年1月11日付決議録の存在を考慮すると、その決定に間に合うようパタニからバンタムへの連絡が可能であったのかという問題を考える必要も出てくる。さらに、パタニに派遣されたブラック号でセーヘルスとともにスペックスが日本に戻るという説についても、パタニに向かう往きの渡航で利用する船をどの

ように手配したのかという疑問が浮かんでくる。そもそも運営の責任を担っている平戸の商館を数か月ものあいだ商館長不在の状態にすることも考えにくい。

本項(3-3)で検討したことをまとめる。十七人会からの1609年11月27日付ピーテル・ボット総督及びインド評議委員会宛指示書には、日本への直接的な言及はなかったが、ブラック号日本派遣の決定に間接的な影響を及ぼしたとみられるいくつかの指示が含まれていた。これらの指示に基づいて、バンタム本部で東インド会社のアジアにおける現況を検討した結果、1609年に貿易許可と通航証を得たうえで商館を設立した日本も要調査対象リストに挙がり、1隻を派遣することになったという背景が可能性として浮かび上がった。

十七人会からボット総督への指示書に従ってバンタム本部で一連の決議が採決されていた事情を考慮すると、1611年1月11日付決議録における日本へのブラック号派遣の決定は、日本の実態調査が第一義的な目的であり、交易相手国となったばかりの日本と貿易関係の維持発展が可能かどうかを確認するための処置であったと考えられる。この時期においては、日本市場をオランダ東インド会社のアジア貿易戦略に明示的に組み込むといったことは、バンタム本部においてはまだ意図されてはいなかったことがうかがわれた。

その後1612年にヘンドリック・ブラウエル(Hendrik Brouwer, 1581-1643)がローデ・レーウ・メット・ペイレン号でオランダ本国からの商品とマウリッツの家康への書状を携えて日本に來航した⁹⁸⁾。途中の寄港地ではボット総督からの書状も追加された⁹⁹⁾。1611年のブラック号とセーヘルズの派遣は、マウリッツの返書がもたらされるまでのつなぎとしての役割を果たしたとも位置付けられる。

おわりに

以上、本稿では、1611年にオランダの小型船ブラック号とセーヘルズが日本に派遣された背景と要因を明らかにすることを試みた。そのために、セーヘルズが渡航直前に記した書状、ボット総督のバンタム到着直後に評議委員会で作成された決議録、その決議録に直接の影響を与えた十七人会からのボット総督への指示書を重要な関連史料として実証的に検討した。

1609年に初來航した際にオランダ東インド会社船の使節が家康に毎年日本へ船を派遣する約束をしたにもかかわらず、翌1610年にはオランダ船の派遣がなかった。モルッカやフィリピンの海域におけるスペインとの激しい戦闘の当事者としてのセーヘルズの書状からは、スペインとの戦闘や船舶不足がその要因であったことが浮き彫りとなった。

セーヘルズの書状からはまた、マニラ湾海域で日本人ヤコーブスやルイス・アニスとセーヘルズとの接触があり、彼らから日本の情報を得たことが判明し、当時多くの日本人が渡航していたフィリピン海域で日本に関する情報がオランダ人に伝わっていたことが明らかとなった。なお、ルイス・アニスについては、西類子を指す可能性が高いことを指摘した。

さらにセーヘルズの書状から、この時期のオランダ東インド会社商務員レベルの日本に対する認識として、中国貿易を獲得できなければ日本との貿易はあまり意味がないという見方がある一方で、日本における交易拠点をなんとか維持確保しておきたいとの思いも抱かれていたことが示された。日本での貿易獲得と商館設置の情報や、イベリアとオランダの双方に対して中立的な姿勢を示している日本の君主に関する情報が伝わっていたことがその認識を形成する背景基盤となっていた。

そのような状況のなかで、1610年12月に初代東インド総督としてボットがバンタムに到着し、アジア各地における情報収集の一環として1611

年1月にバンタムにおいてブラック号を日本に派遣することが決議された。1611年1月11日付バンタムにおけるピーテル・ボット総督及び評議委員会による決議録の該当部分からは、日本へのブラック号とセーヘルスの派遣は当時の本拠地バンタムでの上層部による決定事項であったこと、バンタムにおいて日本渡航の必要性が認識されていたこと、日本貿易と平戸商館の状況についての把握という情報収集が派遣の目的であったことが明らかとなった。さらに、1609年11月27日付ピーテル・ボット総督及びインド評議委員会宛指示書に遡ると、バンタムにおけるブラック号とセーヘルスの日本派遣の決議がこの十七人会からの指示を念頭に置いた対応であったと考えられることを指摘した。

ブラック号とセーヘルス派遣の位置付けとして、バンタムの総督及び評議委員会から成る上層部側にとっては、日本貿易状況の把握が目的であったが、平戸オランダ商館長スペックスにとっては、この来航により日本との貿易関係継続姿勢を示すことができるという意味をもっていた。このブラック号の来航に伴い、スペックスとセーヘルスがオランダ使節として家康と秀忠に謁見するための参府旅行を実施し、オランダ側にとって非常に重要な自由貿易に関する特権を記した朱印状（特許状）を家康から獲得している¹⁰⁰。この1611年のブラック号の日本来航は、オランダ人に対する家康の好意をつなぐことができたうえに、その後の平戸オランダ商館の日本貿易にとって非常に重要な特許状を獲得するという成果をもたらした。

ブラック号の派遣について、先行研究では、現場にいるスペックスが商館員をパタニに派遣するか、あるいは自らがパタニに渡航することによりオランダ船派遣要請を伝え、その要請にパタニ商館が応じたものであるとされてきたが、本稿では総督と評議委員会から成るバンタム本部の上層部の決定に基づくものであったことを実証的に示す史料を提示し、新たに総督制度を設

置するにあたっての十七人会からの指示に沿ったバンタム側の状況判断によるものであったとの見解を示した。その派遣目的からは、この時点で十七人会や総督などのオランダ東インド会社の上層部において日蘭貿易の構想がまだ明確ではなく、調査段階にあったことがうかがわれた。

オランダ東インド会社の船が初めて日本に來航した1609年に、オランダ使節は家康から通商貿易や商館設立を認める書状と來航通商許可の朱印状を得ていた¹⁰¹。その許可に基づき平戸でオランダ商館が設立された。1609年の時点で日本は東インド会社のアジア戦略にまだ組み込まれていない段階であり、オランダ東インド会社側の日本貿易の基盤が整っていない時期であった。それは、1609年の來航がスペインとの停戦協定発効前に貿易拠点を拡大させておく必要に迫られたことによる対応であったことに加え¹⁰²、本稿で見たように、モルッカ諸島やフィリピン海域でスペイン艦隊と戦闘を継続しているオランダにとって、主力を戦闘地域に向ける必要があったことに起因した。

一方で、平戸に残った商館長スペックスとしては、1609年付家康書状により許可された日本貿易の基盤形成を切望していた。しかし、1609年付家康書状を運ぶ船がオランダ本国に到達したのは1610年7月であり¹⁰³、十七人会が日本貿易に目を向けるようになるのは、日本で家康に謁見の機会を得た商務員から帰国後の報告を受けた時のことであった。本稿で検討したボット総督の艦隊がオランダを出帆したのは1610年1月である。帰国船と新たに出帆したボット艦隊は海洋上のどこかですれ違っていることになり、1609年の家康からの書状のオランダ到着がボット総督の出発に間に合わなかったことは明らかである。したがって、十七人会がボット総督を送り出す時点では日本貿易獲得の情報を得ていなかったことは確実である。ボット艦隊出帆時点は十七人会が日本貿易獲得に対応した指示を出せる時期ではなかった。

バンタム本部に到着したボット総督が家康からの書状や朱印状についての報告を受けた可能性は高いが、本稿で示した1611年1月11日付決議録にはそのことについての言及がない。また、同決議録にはスペックスから何らかの要請があったとの記述もない。

さらなる状況証拠として、関係する船の発着状況を確認してみる。スペックスが日本からシャムに助手を派遣したのは1610年10月31日であり、順調な航海であったとしても、シャムに到着するまでに最短でも3週間はかかる。また、スペックスは11月8日に平戸からシャム商館長宛の書状を記していることから、仮に彼がその直後に日本からパタニへ向けて出航したとしても、その出発は11月中旬以降になる。その場合、助手の乗った船もスペックスの乗った船も、パタニ到着は早くても11月末か12月以降と推測される。本稿第3章で触れたパタニ商館で長く勤務したヤンセンは、11月3日あるいはその直後に本国への帰還船デルフト号に乗ってパタニを出発し、12月15日にバンタムに到着している¹⁰⁴⁾。したがって、デルフト号を通じて要請をバンタムに伝えることは不可能であった。その後に出航した別の船で伝えられた可能性は排除できないが、この時期のオランダ船の運航状況や帆船の航行速度、通信環境を考慮すると、それがバンタムでの決議に間に合った可能性は極めて低いのではないと思われる。

バンタム到着後のボット総督にとっては、アジア全体の状況の把握に努めながら十七人会からの指示に従うことが最優先であり、商館を設立した日本の状況を把握するためにブラック号の派遣を決定したというのが実情ではないだろうか。そうした状況下でのブラック号の派遣目的は、現場にいるスペックスが望んでいた貿易の進展を積極的に目指すものではなく、情報収集段階にとどまるものであった¹⁰⁵⁾。こうしたことが本稿で取り上げた決議録からは読み取られた。

1609年付家康書状が1610年にオランダ到来したのち、同年末にオランダを出航したローデ・レーウ・メット・ペイレン号でブラウエルがマウリッツからの家康宛返書とボット総督書状を携えて1612年に日本に来航した。オランダのアジア海域における進出戦略のなかで日本貿易基盤形成途上における平戸オランダ商館がどのように位置づけられていくのかを解明するうえで、1611年の来航と関連づけて考察する必要がある。これについては今後の課題としたい。

本研究はJSPS特別研究員奨励費23KJ0995、JSPS科研費基盤研究(C)19K01010の助成を受けたものです。

注

- 1) 中田易直『近世対外関係史の研究』吉川弘文館、1984年、32頁。加藤榮一『幕藩制国家の成立と対外関係』思文閣出版、1998年、114～115頁。平川新『戦国日本と大航海時代——秀吉・家康・政宗の外交戦略』中央公論新社、2018年、122～125頁。村井章介・荒野泰典編『対外交流史』（新体系日本史5）山川出版社、2021年、299頁。
- 2) 清水有子「徳川家康のメキシコ貿易交渉と『鎖国』」（『岩波講座世界歴史14南北アメリカ大陸～17世紀』）岩波書店、2022年、295～296頁。
- 3) オスカー・ナホッド（富永牧太訳）『十七世紀日蘭交渉史』養徳社、1956年（原著1897年）。
- 4) 村上直次郎訳注『異国往復書翰集・増訂異国日記抄』改定復刻版、雄松堂書店、1966年。村上直次郎『貿易史上の平戸』日本学術普及会、1917年。
- 5) 加藤榮一「連合オランダ東インド会社の戦略拠点としての平戸商館」田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、1987年。加藤『幕藩制国家の成立と対外関係』。
- 6) Pieter Willemsz Verhoeff, “Journael ende verhael van alle het gene dat ghesien ende voor-ghefallen is op de Reyse, gedaen door den E. ende gestrengen Pieter Willemsz. Verhoeven Admiraal Generael over 13. Schepen, gaende naer de Oost-Indien, China, Philipines, ende byleggende Rijcken, In den Iare 1607. ende volgende.”（「1607年及び続

く年に13隻の船を指揮するピーテル・ウィレムス・フェルーフ提督総司令官閣下によっておこなわれた東インド、中国、フィリピン及び周辺諸国への航海旅行で経験したことすべてについての日誌及び話」, pp. 72–98. 「1611年のスペックスとセーヘルスの参府日記」。In: Isaac Commelin, *Begin ende voortgangh van de Vereenighde Nederlantsche Geoctroyeerde Oost-Indische compagnie*. Amsterdam, 1646, vol. 2.

- 7) Margaretha Elizabeth van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff naar Azie 1607–1612*. 's-Gravenhage: M. Nijhoff, 1972, 2 vols, vol. 2, pp. 364–386. なお、セーヘルス書状で記された同じ出来事について扱っているスペイン人のイエズス会マニラ管区長グレゴリオ・ロペス (Father Gregorio Lopez, 1561?–1614) による1610年7月1日付マニラ発信の書状形式の報告がある。セーヘルス書状における情報をスペイン側の視点から補完するために、このロペス報告も参照する。グレゴリオ・ロペスより [イエズス会本部総長] 宛1610年7月1日付マニラ発信報告については、フェルーフ艦隊に関する研究の第一人者ファン・オプスタル氏に関連史料として取り上げている。ロペス報告のオランダ語訳は、“Uittreksel uit het verslag van Gregorio Lopez over de gebeurtenissen op de Filippijnen in de jaren 1609 en 1610” (1609年及び1610年におけるフィリピンでの出来事についてのグレゴリオ・ロペスの報告からの抜粋) としてVan Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff*, vol. 2, pp. 388–410に掲載されている。また、英語訳については、Emma Helen Blair and James Alexander Robertson, *The Philippine Islands, 1493–1898*. Cleveland: The Arthur H. Clark Company, 1904, vol. 17, pp. 100–143に、“Extract from the relation of events in the Filipinas during the years 1609 and 1610, by Father Gregorio Lopez” (1609年と1610年のあいだのフィリピンにおける出来事の関連についてのグレゴリオ・ロペス神父による報告からの抜粋) として掲載されている。このロペス書状に宛名はないが、イエズス会本部総長クラウディオ・アクアヴィヴァ (Claudio Acquaviva, 1543–1615) に宛てた報告であると推定される (宛名についての情報は、Emma Helen Blair and James Alexander Robertson, *op. cit.*, vol. 17, p. 143, 脚注43を参照した)。その内容として、1609年から1610年にフィリピンで起こった出来事が記され、マニラ海域でのオランダとスペインとの戦闘についての情報も書き留められている。マニラ管区長としての立場から、現地で起こった出来事について入手した情報のうちイエズス会本部へ報告すべきと判断された主要なものが書き留められたと推測される。
- 8) 1611年1月11日付バンタムにおけるピーテル・ボット総督及び評議委員会による決議録 (ハーグ国立文書館所蔵 Nationaal Archief, Den Haag (以下、NL-HaNA), Verenigde Oostindische Compagnie (VOC), nummer toegang 1.04.02, inventarisnummer 1053)。
- 9) J. A. van der Chijs (ed.), *Nederlandsch-Indisch plakaatboek 1602–1811*. Batavia: Landsdrukkerij; 's-Gravenhage: M. Nijhoff, 1885, vol. 1.
- 10) ナホッド『十七世紀日蘭交渉史』44～48頁。永積昭『オランダ東インド会社』(講談社学術文庫1454) 講談社、2000年、51～65頁。
- 11) レオナルド・ブリュッセイ『竜とみつばち—中国海域のオランダ人400年史』晃洋書房、2008年、30～31頁。
- 12) ナホッド『十七世紀日蘭交渉史』48頁。永積『オランダ東インド会社』65頁。ブリュッセイ『竜とみつばち』31頁。
- 13) Jonathan I. Israel, *The Dutch Republic and the Hispanic World 1606–1661*. Oxford; Tokyo: Clarendon Press, 1986, c1982, p. 5; David Onnekink and Gijs Rommelse, *The Dutch in the Early Modern World: a History of a Global Power*. Cambridge: Cambridge University Press, 2019, p. 35.
- 14) Israel, *The Dutch Republic and the Hispanic World*, p. 14.
- 15) *Ibid.*, pp. 14–15. なお、モルッカ諸島における抗争がもった意味をアジア全体のなかでどう位置付けるかの論理が紹介されていないとのこと指摘を査読者のお一方から受けたが、これについては今後の課題としたい。
- 16) 永積『オランダ東インド会社』79～80頁。
- 17) 村上訳注「増訂異国日記抄」149頁、注(チ)。
- 18) Verhoeff, “Journael ende verhael”, pp. 2, 5.
- 19) *Ibid.*, p. 45.
- 20) Peter Borschberg, *Journal, Memorials and Letters of Cornelis Matelieff de Jonge*. Singapore: NUS Press, 2015, p. 439; J.K.J. de Jonge, *De opkomst van het Nederlandsch gezag in Oost-Indie (1595–1610)*. 's Gravenhage: M. Nijhoff, 1865, vol. 3, p. 310.

- 21) Verhoeff, "Journael ende verhael", p. 46.
- 22) 拙稿「オランダ東インド会社のアジア進出と日本への視座」『総研大文化科学研究』19、2023年、127頁、130頁。
- 23) Borschberg, *Journal, Memorials and Letters of Cornelis Matelieff de Jonge*, p. 439.
- 24) Verhoeff, "Journael ende verhael", pp. 51–52.
- 25) ピーテル・セーヘルズよりバンタムのジャック・レルミテ宛1610年6月18日付パタニ商館発信書状 (Van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff*, vol. 2, p. 364)。
- 26) 同上 (Van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff*, vol. 2, p. 364)。
- 27) 同上 (Van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff*, vol. 2, p. 367)
- 28) Verhoeff, "Journael ende verhael", p. 67; Dirk Abraham Sloos, *De Nederlanders in de Philippijnsche wateren voor 1626*. Amsterdam: J. H. De Wit, 1898, p. 24; Van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff*, vol. 1, pp. 171–172; P. J. Blok and P.C. Molhuysen, *Nieuw Nederlandsch biografisch woordenboek*. Leiden: A. W. Sijthoff, 1914, vol. 3, p. 1476.
- 29) Van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff*, vol. 1, p. 173; ピーテル・セーヘルズよりバンタムのジャック・レルミテ宛1610年6月18日付パタニ商館発信書状 (Van Opstall, *op.cit.*, vol. 2, p. 376)。
- 30) ピーテル・セーヘルズよりバンタムのジャック・レルミテ宛1610年6月18日付パタニ商館発信書状 (Van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff*, vol. 2, p. 376) ; H. Terpstra, *De factorij der Oostindische Compagnie te Patani*. 's-Gravenhage: Martinus Nijhoff, 1938, p. 53.
なお、Van Opstall, *op.cit.*の論考部分vol. 1, p. 173において、パウ号のパタニ到着日は「5月27日」と記されているが、Terpstra, *op.cit.*, p. 53においては、パウ号のパタニ到着は「29日」と記されている。また、セーヘルズ自身はバンタムのジャック・レルミテ宛の1610年6月18日付書状において、パタニに「5月29日」に到着したと記している。
- 31) フェルーフ艦隊所属スシップ船デルフト号の上級商務員。フェルーフ提督とともに赴いたモルッカ諸島のバンダ島で1609年5月22日に原地の住民に殺害されている。Verhoeff, "Journael ende verhael", pp. 6, 51–52を参照。
- 32) ピーテル・セーヘルズより十七人会宛1610年11月3日付パタニ発信書状 (a) (Van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff*, p. 380)。
- 33) Terpstra, *De factorij der Oostindische Compagnie te Patani*, pp. 54–55.
- 34) *Ibid.*, p. 54.
- 35) フィリピンのルソン島マニラ湾の入り口に浮かぶ小島コレヒドール島と南側対岸との間にある島、あるいはそれら諸島全体を指していると思われる。ピーテル・セーヘルズよりバンタムのジャック・レルミテ宛1610年6月18日付パタニ商館発信書状 (Van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff*, vol. 2, p. 368脚注6) ; Van Opstall, *op. cit.*, vol. 1, p. 169脚注4を参照。
- 36) オランダ語原文ではPapanga。現在のバランガ (Balanga)。Van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff*, vol. 2, p. 369, 脚注2を参照。
- 37) ピーテル・セーヘルズよりバンタムのジャック・レルミテ宛1610年6月18日付パタニ商館発信書状 (Van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff*, vol. 2, p. 370)。
- 38) 同上 (Van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff*, vol. 2, pp. 371–373)。
- 39) 同上 (Van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff*, vol. 2, pp. 371–372)。「□」は、紙が破れ判読不能箇所。
- 40) 実際には、アカプルコからマニラに來航し、その後再びアカプルコに戻る途中で嵐に遭っている。当時、アカプルコとマニラのあいだをスペイン船が往復していた。
- 41) オランダ語原文では'n[u]traliteit des keyzers'と記されている。この語について、「不偏」、「公正」の意味合いにとるのが適切ではないかとのご指摘を査読者のお一方から受けたが、本稿では「中立性」と訳した。
- 42) 造船と航海術の分野において中国や朝鮮に遅れを取っていた当時の日本では、ポルトガル人やスペイン人の航海士を外洋渡航船に同行させることが義務付けられていたという。これについてはVan Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff*, vol. 1, p. 136を参照。
なお、平戸商館長スペックスから阿姆斯特ダムの十七人会宛1610年11月3日付書状においても関連記述が次の通りにみられる。「マニラの人々も日本人と何らかの不和が生じているようである。なぜなら、去る〔1610年〕3月に当地〔日本〕からその方面〔マニラ〕に向

- けて出発した5～6隻の〔日本の〕ジャンク船のうち1隻も戻って来ず、そこ〔マニラ〕から何らかの情報も来なかったからである。皇帝〔家康〕のために1隻が特別に派遣されたにもかかわらず」。ジャック・スベックスよりアムステルダム十七人会宛1610年11月3日付長崎発信書状 (NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 1054, fol. 2v)。
- 43) フィリピン臨時総督の任期を終えて同船に乗ってヌエバ・エスパニーヤ (メキシコ) に向かっていたロドリゴ・デ・ビベロ (Rodrigo de Vivero y Aberruza, 1564–1636) は、日本沿岸で船の難破事故に遭い、救助された後、家康に厚遇されて、約1年間日本に滞在した後、1610年8月にウィリアム・アダムス建造の120トンの洋式帆船に乗って浦賀を出帆し、ヌエバ・エスパニーヤに向かった。この難破事故は日本とスペイン側とのあいだの外交において重要な出来事であった。この難破船サン・フランシスコ号とビベロについての詳細は、フレデリック・クレインス『ウィリアム・アダムス——家康に愛された男・三浦按針』筑摩書房、2021年、175～179頁を参照。
- 44) なお、サン・フランシスコ号の難破事故に関する情報をマニラにもたらした日本船については1610年7月1日付のスペイン人のグレゴリオ・ロペスの報告にもみられる。グレゴリオ・ロペスより〔イエズス会本部総長〕宛1610年7月1日付マニラ発信報告 (Van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff*, vol. 2, p. 397; Emma Helen Blair and James Alexander Robertson, *The Philippine Islands*, vol. 17, p. 115) を参照。
- 45) ブリュッセイ『竜とみつばち』24～25頁。
- 46) クレインス『ウィリアム・アダムス』119～122頁。
- 47) 1609年11月27日付ピーテル・ボット総督及びインド評議委員会宛指示書、第28条 (Van der Chijs, *Nederlandsch-Indisch plakaatboek*, p. 16, Art. 28)
- 48) 同上、第10条 (Van der Chijs, *Nederlandsch-Indisch plakaatboek*, p. 7, Art. 10)。
- 49) ピーテル・セーヘルズよりバンタムのジャック・レルミテ宛1610年6月18日付パタニ商館発信書状 (Van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff*, vol. 2, p. 373)。
- 50) 書状原文の翻刻では'Lowooy's Anies'または'Louwijs Anies'と綴られている。
- 51) ピーテル・セーヘルズよりバンタムのジャック・レルミテ宛1610年6月18日付パタニ商館発信書状 (Van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff*, vol. 2, pp. 373–374)。
- 52) フィリピン諸島のマニラ湾口にあるとみられる島。セーヘルズ書状原文の翻刻では'Thaukinta'と記されている。
- 53) "Negotie van Nicolaes Puyck (ニコラース・ポイクの報告)" 1609年8月13日～20日条 (Van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff*, vol. 2, pp. 351–352)。
- 54) 異国日記刊行会編『影印本異国日記——金地院崇伝外交文書集成』東京美術、1989年、8頁、「異国日記<上>」丁次14。村上訳注「増訂異国日記抄」20～21頁。
- 55) 類子はキリスト教徒名で、通称は九朗兵衛、転向後は宗真と改名。父は肥前大村家の家臣西宗源。詳細については、堺市役所編『堺市史』第7巻別編、清文堂出版、1966年、389～391頁を参照。最近の研究では、清水有子「徳川政権期の日本・スペイン外交文書(1)」(大橋幸泰編『近世日本のキリシタンと異文化交流』2017～2020年度科研費(基礎研究B)報告書、2021年)、55～56頁がある。
- 56) 異国日記刊行会編『影印本異国日記』8頁、「異国日記<上>」丁次13。村上訳注「増訂異国日記抄」17頁。
- 57) 村上訳注「増訂異国日記抄」20頁、注(二)。
- 58) 異国日記刊行会編『影印本異国日記』8頁、「異国日記<上>」丁次14。村上訳注「増訂異国日記抄」18、24頁。
- 59) 慶長10年9月13日(1605年10月25日)付「呂宋ノ通事ニシルイス」宛に発給された朱印状に「其方任所望、商買船者年中四艘渡海候」(異国日記刊行会編『影印本異国日記』192頁、「異国御朱印帳」丁次5。村上訳注「増訂異国日記抄」附録278～279頁)とある通り、類子がしばしばルソンへ通商交易のために渡航していた事実がこの推測の背景にある。加えて、西類子とルイス・アニスがともにルイスという名前であることも、両者の関連性を示唆する。
- 60) 永積洋子『朱印船』吉川弘文館、2001年、18～19頁。永積洋子氏は、「日本の朱印船もオラン

- ダヤイギリス商館長のパスを得たいとたびたび願っているが、海上でオランダやイギリス船に襲撃されたとき、これがカルタスと同様に、通行証として役立つと考えられたためであろう」(同書19頁)と指摘している。
- 61) セーヘルズの書状に記されている日本船の船長ルイス・アニスという人物は、その後ブラック号に乗ってセーヘルズが平戸に1611年7月1日に来航した翌日に、平戸に停泊していたブラック号を訪れ、マニラにおけるオランダとスペインとのあいだの戦闘状況のその後の経過をセーヘルズたちに伝えている。Verhoeff, "Journael ende verhael", p. 72. 「1611年のスペックスとセーヘルズの参府日記」7月2日条。
- 62) ピーテル・セーヘルズより十七人会宛1610年11月3日付パタニ発信書状 (a) (Van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff*, pp. 379–380)。
- 63) ピーテル・セーヘルズより十七人会宛1610年11月3日付パタニ発信書状 (b) (Van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff*, pp. 383–384)。
- 64) ヘンドリック・ファン・ラーイより [十七人会]宛1610年10月8日付パタニ発信書状 (NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 1054 [パタニの部], fol. 40)。
- 65) [ジャック・スペックス]よりアムステルダム支部宛1611年10月27日付平戸発信書状、写し (NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 1056, fol. 93r)。なお、この書状は、1611年に至りブラック号がオランダ東インド会社の船としては2回目に日本に来航した後、任務を終えて9月28日にパタニへ向けて日本を去った直後に記されたものである。
- 66) この約束について、「1611年のスペックスとセーヘルズの参府日記」においても、「我々 [オランダ人] の約束に反して、去年 [1610年] [オランダ] 船が到来しなかった」との言及がみられる (Verhoeff, "Journael ende verhael", pp. 73, 76. 「1611年のスペックスとセーヘルズの参府日記」7月2日条及び7月5日条)。
- 67) ヘンドリック・ファン・ラーイより [十七人会]宛1610年10月8日付パタニ発信書状 (NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 1054 [パタニの部], fol. 39v)。
- 68) 岡美穂子 『商人と宣教師——南蛮貿易の世界』東京大学出版会、2010年、260～263頁。
- 69) Terpstra, *De factorij der Oostindische Compagnie te Patani*.
- 70) Van Opstall, *De reis van de vloot van Pieter Wilemsz Verhoeff*, 2 vols.
- 71) Terpstra, *De factorij der Oostindische Compagnie te Patani*., pp. 54, 56–57.
- 72) *Ibid.*, pp. 56–57, 60. この部分の記述について、出典が明示されていないが、おそらく総督及び評議委員会による1611年1月11日付決議録を典拠としたものであろうと推測される。
- 73) ナホッド『十七世紀日蘭交渉史』93頁; Terpstra, *De factorij der Oostindische Compagnie te Patani*, p. 56; 村上訳注「増訂異国日記抄」148頁、注(二)。
- 74) 村上『貿易史上の平戸』29頁。引用にあたって、原文の旧字体は新字体に改めた。
- 75) ナホッド『十七世紀日蘭交渉史』93頁。
- 76) C.R. Boxer, *Portuguese Merchants and Missionaries in Feudal Japan, 1543–1640*. Aldershot, Hampshire: Variorum, c1986, 1990, I, pp. 57, 59.
- 77) 加藤「連合オランダ東インド会社の戦略拠点としての平戸商館」437～438頁。
- 78) ナホッド『十七世紀日蘭交渉史』93頁におけるスペックスのパタニ渡航に関する記述箇所が付された「注370」(同書485頁)には、参考文献として、①江戸時代後期の長崎出島オランダ商館長メイラン (Germain Felix Meijlan, 1785–1831)『日欧貿易概観』75～76頁 (Germain Felix Meijlan, *Geschiedkundig overzicht van den handel der Europezen op Japan*. Batavia: Ter Lands Drukkery, 1833) 及び②オランダの歴史家ファン・ダイク『ウェメル・ファン・ベルヘムの生涯中の6年間』所収「初期日蘭関係論」34頁 (L. C. D. Van Dijk, *Zes jaren uit het leven van Wemmer van Berchem, gevolgd door Iets over onze vroegste betrekkingen met Japan*. Amsterdam, J. H. Scheltema, 1858) の2点が挙げられているが、両書の原典を辿ると、コメリン『東インド会社の起源と発展』(Isaac Commelin, *Begin ende voortgangh van de Vereenighde Nederlantsche Geoctroyeerde Oost-Indische compagnie*. Amsterdam, 1646, vol. 2) に遡ることができる。①の該当頁の記述は、その内容から、コメリン『東インド会社の起源と発展』所収「1611年のスペックスとセーヘルズの参府日記」72、77、93～94頁やモンターヌス『東インド会社遣日使節紀行』(Arnoldus Montanus, *Gedenkwaardige gesantschappen der Oost-Indische maetschappij in 't Vereenigde Nederland, aen de kaisaren van Japan*. Amsterdam: Jacob Meurs,

1669) 68、195～196頁、フランソワ・ファレンタイン (François Valentijn, 1666–1727) 『新旧東インド誌』 (François Valentijn, *Oud en Nieuw Oost-Indiën*. Dordrecht: Joannes van Braam, 1726, vol. 5, Beschryvinge van den handel en vaart der Nederlanderen op Japan. Negende Boek) 26頁を主な典拠としていると推察される。なお、ファレンタインはオランダ改革派の宣教師で、17世紀後半にアジアで布教活動をおこないながら、オランダ東インド会社の関連文書や現地の要人から得た資料を収集し、帰国後それらの情報を基に同書を執筆・刊行した。ファレンタイン『新旧東インド誌』には一次史料に基づく信頼のできる記述も含まれる一方で、一次史料との齟齬のある記述もみられる。ファレンタイン自身は26頁の1611年の参府に関する記述の詳細について「モンターヌスなどを参照」と記しているが、その原典はモンターヌスのほかにコメリン『東インド会社の起源と発展』であると考えられる。また、②の該当頁においてファン・ダイクは、スペックスが日本を出国した「ようである (het schijnt)」と推測を述べているにすぎない。ファン・ダイクが典拠として参照しているのもコメリン『東インド会社の起源と発展』である。このように、先行研究におけるスペックスのバタニ渡航に関する各記述の原典はコメリンに辿り着く。

査読者のお一方から、メイラン『日欧貿易概観』75頁に基づき、「19世紀商館長にはスペックスのバタニ渡航はシナ海を股にかけるオランダ商人のレガシーであった。それは中国船を核とする東アジア海域交通を前提とすれば受け継がれやすかった。こうした状況下でバタニ渡航説は、多くの先学に引き継がれていったと言えよう。これを批判するには、中国船でのバタニ渡航説を仮想論敵として、議論を組み立てる必要がある」とのご指摘を頂いた。確かに、メイラン同書にも、スペックスがバタニへ渡航したとの記述があるが、「中国船」で渡航したとは記されていない。また、メイランは平戸オランダ商館の歴史を振り返った記述において、当時の出来事の一つとしてスペックスがバタニに渡航したことと言及しているにすぎず、レガシーとして扱っているわけではないように見受けられる。当時東アジア海域交通の要であった中国船は、中国沿岸部を拠点としてバタニなど各商業港へ

の往復渡海を主要な航路としていたのであり、多くの朱印船も発着する日本からバタニへ向かう直行航路での渡海の主体であったとは考えにくい。スペックスが日本から中国沿岸部経由でバタニに向かう中国船で渡航したと仮定すると、バタニ到着までかなりの期間を要することになり、さらにバタニからバンタムへの連絡も考慮する必要がある、その要請がバンタムでの決議に間に合う可能性がさらに低くなる。

- 79) Verhoeff, “Journael ende verhael”, p. 72.
- 80) フレデリック・クレインス「オランダ商館のためにも尽力した『按針』——新出按針宛書状4通の分析を通じて」森良和ほか編著『三浦按針の謎に迫る——家康を支えたイギリス人臣下の実像』玉川大学出版部、2022年、211～212頁。
- 81) ジャック・スペックスよりランベルト・ヤーコプセン・ヘイン宛1610年11月付平戸発信書状 (NL-HaNA, 1.04.02, inv.nr. 1054, fol. 6v)。
- 82) 1611年10月27日付のスペックスよりアムステルダム支部宛平戸発信書状 (NL-HaNA, 1.04.02, inv.nr. 1056, fols. 93–94) には、「去る7月にヤヒト船ブラック号が当地に到着した」と報告されている。また、同書状において、「同封しているものは、日本のジャンク船を通じてシャム経由で送付された私の最後の書状の写しである。その内容から当地における出来事をおわかり頂けるので、本書状は、現在までのその後の経過を貴殿に伝えるためだけのものである」とも書かれている。スペックスの「最後の書状」は、日本のジャンク船を通じて送付されたものであり、十七人会に宛てた1610年11月3日付長崎発信書状 (NL-HaNA, 1.04.02, inv.nr. 1054, fols. 1-5) であると推察される。1610年11月3日付の書状でも1611年10月27日付の書状でもスペックスが出国したことを示す記述は見当たらない。
- 83) Verhoeff, “Journael ende verhael”, p. 66; De Jonge, *De opkomst van het Nederlandsch gezag in Oost-Indie*, vol. 3, pp. 134–135; Terpstra, *De factorij der Oostindische Compagnie te Patani*, p. 56.
- 84) P. J. A. N. Rietbergen, *De eerste landvoogd Pieter Both (1568–1615)*. Zutphen: De Walburg Pers, 1987, 2 vols, vol. 1, pp. 15–16.
- 85) *Ibid.*, pp. 108–114.
- 86) 1611年1月11日付バンタムにおけるピーテル・ボット総督及び評議委員会による決議録 (NL-

- HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 1053)。この決議録には、ボット総督、レルミテのほか、ステーフェン・ドゥーンセン (Steven Doenssen, 1574–1649)、マテオ・コテールズ (Matheo Coteels, n.d.)、アブラハム・テウネマンス (Abraham Theunemans, n.d.) が署名している。
- 87) オランダ出航時にはヘンドリック・ブックハウト (Hendrick Boeckhout, n.d.) がブラック号の商務員として乗船していた。Verhoeff, “Journael ende verhael”, p. 66参照。
- 88) Terpstra, *De factorij der Oostindische Compagnie te Patani*, p. 56.
- 89) *Ibid.*, pp. 56–57,
- 90) Verhoeff, “Journael ende verhael”, p. 72. 「1611年のスペックスとセーヘルズの参府日記」7月1日条。
- 91) *Ibid.*, p. 79. 「1611年のスペックスとセーヘルズの参府日記」7月17日条。
- 92) *Ibid.*, p. 97. 「1611年のスペックスとセーヘルズの参府日記」9月19日条。
- 93) *Ibid.*, p. 98. 「1611年のスペックスとセーヘルズの参府日記」10〔9〕月28日条。
- 94) Terpstra, *De factorij der Oostindische Compagnie te Patani*, p. 57.
- 95) Van der Chijs, *Nederlandsch-Indisch plakaatboek*, pp. 3–22.
- 96) Terpstra, *De factorij der Oostindische Compagnie te Patani*, pp. 55–56.
- 97) Van der Chijs, *Nederlandsch-Indisch plakaatboek*, p. 8.
- 98) 異国日記刊行会編『影印本異国日記』28～29頁、「異国日記<上>」丁次52～54。村上訳注「増訂異国日記抄」126～134頁。
- 99) 異国日記刊行会編『影印本異国日記』29頁、「異国日記<上>」丁次54～55。村上訳注「増訂異国日記抄」144～146頁。ローデ・レーウ・メックト・ペイレン号は1609年に日本へ初渡航した2隻のオランダ船のうちの1隻である。その時に得た家康書状を船載してオランダに帰航し、1610年12月末にオランダから出航し、1611年8月にバンタムに到着しているが、日本到着は翌年8月である。同船の航海情報については、J.R. Bruijn et al., *Dutch-Asiatic shipping in the 17th and 18th centuries*, vol. 2, *Outward-bound voyages from the Netherlands to Asia and the Cape (1595–1794)*. The Haag: Martinus Nijhoff, 1979, pp. 28–29を参照。
- 100) Verhoeff, “Journael ende verhael”, p. 94. 「1611年のスペックスとセーヘルズの参府日記」9月2日条。同日記では、特許状 (actie) と記されている。
- 101) 拙稿「『阿蘭陀国主』宛家康書状——日本側とオランダ側の認識」『日本研究』67、2023年、21、28頁。なお、1609年付家康からの書状と朱印状に記された内容の違いについては、同論文28頁を参照。
- 102) 拙稿「オランダ東インド会社のアジア進出と日本への視座」127頁。
- 103) 拙稿「『阿蘭陀国主』宛家康書状」22頁。
- 104) Terpstra, *De factorij der Oostindische Compagnie te Patani*, pp. 55–56.
- 105) 「1611年のスペックスとセーヘルズの参府日記」においても、平戸オランダ商館側、つまり平戸商館長スペックスがブラック号の到着の際にその積荷の少なさに驚いたとの記述がある。Verhoeff, “Journael ende verhael”, p. 72. 「1611年のスペックスとセーヘルズの参府日記」7月1日条。

2023年8月14日 受付

2023年12月1日 採択決定